

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月21日

【事業年度】 第88期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

【会社名】 株式会社大京

【英訳名】 DAIKYO INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 山口 陽

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 相田 佳隆

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 相田 佳隆

【縦覧に供する場所】 株式会社大京名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦二丁目9番29号)
株式会社大京大阪支店
(大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
営業収入 (百万円)	394,102	351,623	318,356	295,374	298,408
経常利益又は 経常損失() (百万円)	27,700	51,845	6,359	10,779	19,240
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	16,255	56,414	6,307	9,752	21,787
包括利益 (百万円)	-	-	-	9,723	21,739
純資産額 (百万円)	113,201	62,820	87,367	96,723	117,629
総資産額 (百万円)	464,733	367,521	330,456	319,085	290,261
1株当たり純資産額 (円)	268.87	79.81	116.67	136.78	184.10
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額() (円)	46.84	164.87	16.52	20.18	47.43
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額 (円)	29.76	-	8.21	11.45	25.59
自己資本比率 (%)	24.2	17.1	26.4	30.3	40.5
自己資本利益率 (%)	16.3	64.4	8.4	10.6	20.3
株価収益率 (倍)	4.5	-	11.0	6.4	4.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	42,111	48,899	1,913	48,416	56,666
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	802	14,055	540	152	1,608
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	37,292	48,502	3,708	20,971	50,150
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	53,162	67,577	65,245	92,534	100,654
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	6,809 [1,463]	6,894 [2,313]	7,257 [2,744]	7,226 [2,986]	3,712 [5,345]

(注) 1 「営業収入」には、消費税等は含まれておりません。

2 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、第85期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第88期から従業員数の算定方法を変更し、従業員数に含めていた契約社員を臨時従業員に含めて記載しております。また、臨時従業員をフルタイム労働者に換算して人数を算出する方法に変更しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
営業収入 (百万円)	244,022	222,457	194,832	168,360	165,076
経常利益又は 経常損失() (百万円)	23,215	38,193	1,840	7,406	15,273
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	17,392	49,604	6,466	10,778	22,098
資本金 (百万円)	27,063	32,063	41,171	41,171	41,171
発行済株式総数 (株)	395,387,738	433,985,882	533,935,882	533,935,882	533,935,882
(うち、普通株式数)	(345,387,738)	(345,387,738)	(445,337,738)	(445,337,738)	(445,337,738)
(うち、優先株式数)	(50,000,000)	(88,598,144)	(88,598,144)	(88,598,144)	(88,598,144)
純資産額 (百万円)	98,888	55,277	79,606	90,000	111,217
総資産額 (百万円)	395,665	341,910	306,985	297,269	270,894
1株当たり純資産額 (円)	226.96	57.75	99.11	121.57	169.59
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額) (円)	普通株式 5.00 (-) 第1種優先株式 10.152 (-) 第2種優先株式 10.152 (-) 第4種優先株式 8.00 (-)	-	普通株式 - 第1種優先株式 10.08 (-) 第2種優先株式 10.08 (-) 第4種優先株式 8.00 (-)	普通株式 - 第1種優先株式 9.328 (-) 第2種優先株式 9.328 (-) 第4種優先株式 8.00 (-) 第7種優先株式 10.00 (-) 第8種優先株式 10.00 (-)	普通株式 2.50 (-) 第1種優先株式 8.88 (-) 第2種優先株式 8.88 (-) 第4種優先株式 8.00 (-) 第7種優先株式 10.00 (-) 第8種優先株式 10.00 (-)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額() (円)	50.19	144.92	16.96	22.50	48.13
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	31.83	-	8.42	12.66	25.95
自己資本比率 (%)	24.8	16.1	25.9	30.3	41.1
自己資本利益率 (%)	20.4	64.7	9.6	12.7	22.0
株価収益率 (倍)	4.2	-	10.7	5.7	4.7
配当性向 (%)	10.0	-	-	-	5.2
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	1,378	1,629	1,384	1,236	1,071 [137]

(注) 1 「営業収入」には、消費税等は含まれておりません。

2 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、第85期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第88期から従業員数の算定方法を変更し、従業員数に含めていた契約社員を臨時従業員に含めて記載しております。また、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10以上となったため、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

2 【沿革】

当社は、大京観光株式会社（現 株式会社大京、実質上の存続会社）の株式額面金額を変更するため、昭和44年11月30日を合併期日として、同社を吸収合併しました。合併前の当社は、休業状態であり、従いまして法律上消滅した大京観光株式会社が実質上の存続会社であるため、以下特に記載のない限り、実質上の存続会社に関して記載しております。

年月	沿革
昭和39年12月	東京都文京区に設立、レジャー用地分譲を開始。
昭和40年3月	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番地（住居表示実施後、東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番18号）に本社を移転。
昭和41年4月	沖縄大京観光株式会社を設立。
昭和43年2月	マンションの分譲を開始し、同時に宅地造成および建売住宅の分譲を開始。
昭和44年4月	大京管理株式会社を設立、不動産管理事業を開始。
昭和45年2月	大阪支店を開設。
昭和45年5月	名古屋支店を開設。
昭和46年11月	仙台支店を開設。
昭和47年3月	横浜支店を開設。
昭和47年5月	大京オーストラリア株式会社を設立。
昭和47年8月	九州支店を開設。
昭和47年12月	北海道支店を開設。
昭和56年3月	東京支店を開設。
昭和57年9月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
昭和58年3月	広島支店を開設。
昭和59年3月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。
昭和60年10月	新橋支店を開設。
昭和61年9月	大阪証券取引所市場第一部に株式を上場。
昭和61年11月	北関東支店を開設。
昭和62年10月	株式会社大京に会社名を変更。 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号に本社を移転。 仙台支店を東北支店に名称変更。
平成元年8月	株式会社大京住宅流通に住宅流通事業部門（住宅流通センター）の営業を譲渡。
平成元年11月	株式会社大京ログシステムを設立。
平成2年1月	千葉支店を開設。
平成3年6月	新橋支店を東東京支店に名称変更。
平成6年4月	株式会社大京ログシステムを株式会社大京ライフに会社名を変更。
平成8年7月	千葉支店を東関東支店に名称変更。
平成8年10月	神戸支店を開設。
平成15年6月	神戸支店を大阪支店に統合。
平成15年7月	株式会社西日本大京を発足、九州支店・広島支店を統合。
平成15年12月	株式会社北海道大京を発足、北海道支店を統合。
平成16年4月	株式会社東北大京を発足、東北支店を統合。
平成17年1月	オリックス株式会社と資本提携契約を締結。
平成17年6月	委員会等設置会社へ移行。（会社法施行後、委員会設置会社。以下同様。）
平成17年9月	東北支店、広島支店、九州支店を開設。
平成17年10月	北海道支店を開設。（株式会社北海道大京、株式会社東北大京、株式会社西日本大京は大京管理株式会社に吸収合併。）
平成17年12月	大京管理株式会社、株式会社大京住宅流通を株式交換により完全子会社化。

年月	沿革
平成18年 6月	大京オーストラリア株式会社の全株式を譲渡。
平成18年 8月	株式会社大京エル・デザインを設立。
平成19年 3月	沖縄支店を開設。
平成19年 4月	大京管理株式会社を株式会社大京アステージに、株式会社大京住宅流通を株式会社大京リアルドに会社名を変更。
	株式会社沖縄大京を株式会社大京アステージに吸収合併。
平成19年 8月	扶桑レクセル株式会社を株式交換により完全子会社化。
平成20年 3月	株式会社アセットウェブの全株式を取得し、完全子会社化。
平成20年 4月	東京支店および東東京支店の機能を本社に集約。
平成21年 1月	株式会社扶桑エンジニアリングを設立。
平成21年 3月	扶桑レクセル株式会社を吸収合併。
	大阪証券取引所市場第一部への上場を廃止。
	オリックス・ファシリティーズ株式会社を株式交換により完全子会社化。
平成21年 4月	北関東支店、東関東支店および横浜支店の機能を本社に集約。
	株式会社J・COMSの全株式を取得し、完全子会社化。
平成21年 6月	当社のエンジニアリング事業を吸収分割し、株式会社扶桑エンジニアリングに承継。
平成22年 4月	株式会社J・COMSを株式会社ジャパン・リビング・コミュニティに会社名を変更。
平成24年 1月	株式会社扶桑エンジニアリングの全株式を譲渡。

(注) 平成24年4月11日付にて、株式会社グランドアメニティの発行済株式の98%を株式会社大京アステージが取得し、連結子会社化いたしました。

3 【事業の内容】

当社グループは、商品・サービス別に事業活動を行う当社および子会社11社（うち、連結子会社10社）で構成され、不動産開発事業、不動産管理事業および不動産流通事業を行っております。

当社および主な関係会社の当該事業における位置付けおよびセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、これらの区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

《不動産開発事業》

当社は、マンションの開発・分譲およびそれに附帯する事業を行っております。

《不動産管理事業》

(株)大京アステージは、マンションの管理業務、計画修繕工事およびマンションの入居者向けサービス等を行っております。

(株)大京エル・デザインは、リフォーム工事およびマンションの入居者向けサービス等を行っております。

(株)大京ライフは、マンションの管理員請負業務等を行っております。

(株)ジャパン・リビング・コミュニティは、マンションの管理業務等を行っております。

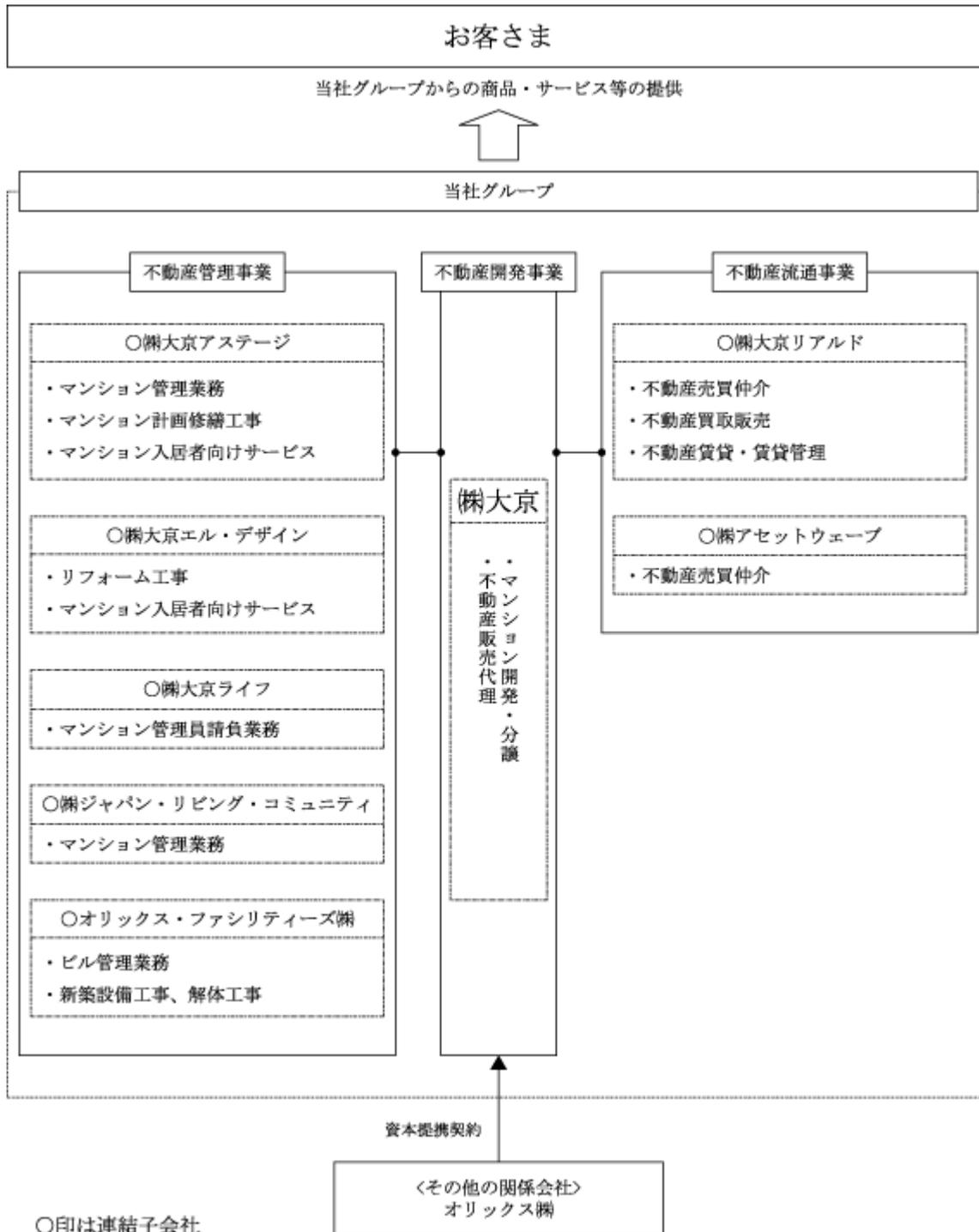
オリックス・ファシリティーズ(株)は、オフィスビル、商業施設等を中心としたビル管理業務、ビル・マンション等の新築設備工事および解体工事等を行っております。

《不動産流通事業》

(株)大京リアルドは、マンション等不動産の売買仲介、買取販売および賃貸・賃貸管理を行っております。

(株)アセットウェーブは、事業用等不動産の売買仲介等を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 [被所有] 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)大京アステージ (注5)	東京都渋谷区	1,237	不動産管理事業	100.0	当社マンションの管理 役員の兼任 1名
(株)大京リアルド	東京都渋谷区	1,413	不動産流通事業	100.0	
(株)大京エル・デザイン	東京都渋谷区	200	不動産管理事業	100.0	
(株)大京ライフ	東京都渋谷区	20	不動産管理事業	100.0 (86.0)	当社マンションの清掃等
オリックス・ファシリティーズ(株)	京都市下京区	857	不動産管理事業	100.0	
オリックス・エンジニアリング(株)	東京都台東区	20	不動産管理事業	100.0 (100.0)	
(株)関西メンテナンス滋賀	滋賀県草津市	10	不動産管理事業	100.0 (100.0)	
(株)ジャパン・リビング・コミュニティ	東京都新宿区	100	不動産管理事業	100.0	役員の兼任 1名
(株)アセットウェーブ	東京都渋谷区	30	不動産流通事業	100.0	
台湾大京股? 有限公司	台湾台北市	50 百万NT\$	不動産開発事業	100.0	マンション事業の業務提携 役員の兼任 2名
(その他の関係会社)					
オリックス(株) (注4)	東京都港区	144,026	法人金融サー ビス事業	[31.7] (0.0)	役員の兼任 1名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2 議決権の所有[被所有]割合の()内は、間接所有割合および間接被所有割合で内数であります。
3 上記の子会社は、いずれも特定子会社に該当いたしません。
4 有価証券報告書を提出しております。
5 営業収入(連結会社相互間の内部営業収入を除く。)の連結営業収入に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等
- | | |
|-------|-----------|
| 営業収入 | 66,820百万円 |
| 経常利益 | 7,018百万円 |
| 当期純利益 | 4,011百万円 |
| 純資産額 | 7,572百万円 |
| 総資産額 | 18,763百万円 |
- 6 上記関係内容のほか、グループ内の資金を一元管理するキャッシュマネジメントシステムを導入し、当社と子会社(一部の子会社を除く。)との間で資金の貸付および借入を行っております。

5 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状態

(平成24年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)	
不動産開発事業	843	[98]
不動産管理事業	1,931	[5,058]
不動産流通事業	710	[149]
全社	228	[40]
合計	3,712	[5,345]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、連結会社以外への出向者24人を含んでおりません。また、臨時従業員(契約社員を含む。)は[]内に年間平均人員を外数で記載しております。
- 2 全社は特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員であります。
- 3 従業員数が前連結会計年度に比べ3,514人減少しておりますが、これは、主として当連結会計年度より従業員数の算定方法を変更し、従来、従業員数に含めていた契約社員を臨時従業員に含めたことによるものであります。また、当連結会計年度より臨時従業員をフルタイム労働者に換算して人数を算出する方法に変更しております。

(2) 提出会社の状態

(平成24年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
1,071	40歳2ヵ月	11年0ヵ月	7,066,687

セグメントの名称	従業員数(人)	
不動産開発事業	843	[97]
全社	228	[40]
合計	1,071	[137]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、出向者449人を含んでおりません。また、当事業年度から臨時従業員(契約社員を含む。)の総数が従業員数の100分の10以上となったため、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
- 3 全社は特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員であります。
- 4 従業員数が前事業年度に比べ165人減少しておりますが、これは、主としてストック事業強化を目的とした連結子会社への人員再配置を実施したことによるものであります。
- 5 当事業年度より従業員数の算定方法を変更し、従来、従業員数に含めていた契約社員を臨時従業員に含めて記載しております。

(3) 労働組合の状態

労働組合はありません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な景気減速懸念や電力供給問題、そして依然として厳しい雇用情勢など国内景気を下押しするリスク要因が存在する中で、住宅建設が改善されつつあるほか、個人消費も底堅く推移するなど、緩やかながら持ち直しの動きが見られました。

マンション市場におきましては、供給エリアの需給バランスや震災復興関連による影響等を引き続き注視する必要があるものの、需要は底堅く、低金利や住宅取得優遇政策を背景に契約率は堅調に推移しました。

このような事業環境のもと当連結会計年度の業績は、営業収入が2,984億8百万円（前年同期比30億33百万円増、1.0%増）、営業利益は217億81百万円（同81億83百万円増、60.2%増）、経常利益は192億40百万円（同84億61百万円増、78.5%増）となりました。当期純利益は、(株)扶桑エンジニアリングの全株式の譲渡による関係会社株式売却益21億75百万円を特別利益として計上したことおよび繰延税金資産を計上したことなどにより、217億87百万円（同120億34百万円増、123.4%増）となりました。

（注）(株)扶桑エンジニアリングは、平成24年1月4日付の株式譲渡によりIHI運搬機械(株)の子会社となり、同日付で(株)IHI扶桑エンジニアリングに商号変更しております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。なお、各セグメントの金額はセグメント間取引を含んでおります。

（セグメント別業績）

区分	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		増減	
	営業収入 (百万円)	営業利益 (百万円)	営業収入 (百万円)	営業利益 (百万円)	営業収入 (百万円)	営業利益 (百万円)
不動産開発事業	168,360	6,616	165,076	15,787	3,284	9,171
不動産管理事業	103,746	7,868	111,430	8,209	7,683	341
不動産流通事業	20,218	208	20,586	450	367	659
その他	5,408	480	3,009	329	2,399	150
調整額（消去又は全社）	2,359	1,576	1,693	2,094	666	518
合計	295,374	13,597	298,408	21,781	3,033	8,183

不動産開発事業

主力のマンション販売において、物件の引渡戸数を前年同期に比べて少なく計画していたことから、売上戸数は4,153戸（前年同期比309戸減）、売上高は1,580億11百万円（同41億51百万円減）となり、不動産開発事業の営業収入は1,650億76百万円（同32億84百万円減）となりました。営業利益は、マンション売上総利益率が前年同期に比べ改善したことおよび経費削減などが寄与し、157億87百万円（同91億71百万円増）と大幅な増益となりました。

なお、当連結会計年度末におけるマンション既契約残高は2,278戸、919億44百万円（前期末比525戸減、195億99百万円減）となりましたが、計画を上回る結果となっております。

<主な売上計上物件（マンション分譲）>

ザ・ライオンズ大通公園タワー	北海道札幌市
ザ・ライオンズ定禅寺タワー	宮城県仙台市
ライオンズ青砥グランフォート	東京都葛飾区
ザ・ライオンズ横濱山下町	神奈川県横浜市
ライオンズミッドナゴヤレジデンス	愛知県名古屋市

(営業収入内訳)

区分	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		増減
不動産販売 (百万円)		165,695		162,996	2,699
その他 (百万円)		2,665		2,080	584
合計 (百万円)		168,360		165,076	3,284

(不動産販売の状況)

区分		前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		増減	
		戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)
契約実績	マンション	5,455戸	203,920	3,628戸	138,412	1,827戸	65,508
	戸建	- 戸	-	7戸	504	7戸	504
	その他	-	2,973	-	4,480	-	1,506
	合計	5,455戸	206,894	3,635戸	143,397	1,820戸	63,497
売上実績	マンション	4,462戸	162,162	4,153戸	158,011	309戸	4,151
	戸建	- 戸	-	7戸	504	7戸	504
	その他	-	3,532	-	4,480	-	947
	合計	4,462戸	165,695	4,160戸	162,996	302戸	2,699
契約残高	マンション	2,803戸	111,544	2,278戸	91,944	525戸	19,599
	戸建	- 戸	-	- 戸	-	- 戸	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	合計	2,803戸	111,544	2,278戸	91,944	525戸	19,599

(注) 契約残高は連結会計年度末の残高であります。

不動産管理事業

マンション管理受託戸数が前年同期に比べて増加したことに加えビル管理事業が堅調に推移したことなどにより、管理受託収入は639億11百万円（前年同期比15億22百万円増）となりました。また、マンションの計画修繕工事等が増加したことにより、請負工事収入は427億59百万円（同58億39百万円増）となりました。

これらの結果、不動産管理事業の営業収入は1,114億30百万円（同76億83百万円増）、営業利益は82億9百万円（同3億41百万円増）となりました。

なお、当連結会計年度末における請負工事受注残高は149億61百万円（前期末比24億83百万円増）となりました。

（営業収入内訳）

区分	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	増減
管理受託 (百万円)	62,388	63,911	1,522
請負工事 (百万円)	36,920	42,759	5,839
その他 (百万円)	4,437	4,759	321
合計 (百万円)	103,746	111,430	7,683

（マンション管理受託戸数）

区分	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3月31日)	増減
マンション管理受託戸数	400,845戸	408,184戸	7,339戸

（請負工事の状況）

区分	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3月31日)	増減
受注残高 (百万円)	12,478	14,961	2,483

不動産流通事業

将来の事業拡大に向けた抜本的改革に取り組んだものの、取扱件数の減少等により、売買仲介収入は62億18百万円（前年同期比12億75百万円減）となりました。また、買取販売収入は93億32百万円（同18億21百万円増）、賃貸管理等収入は45億81百万円（同1億49百万円減）となりました。

これらの結果、不動産流通事業の営業収入は205億86百万円（同3億67百万円増）となりましたが、営業利益は4億50百万円の損失（同6億59百万円減）となりました。

（営業収入内訳）

区分	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		増減
売買仲介 (百万円)		7,494		6,218	1,275
買取販売 (百万円)		7,511		9,332	1,821
賃貸管理等 (百万円)		4,731		4,581	149
その他 (百万円)		480		452	28
合計 (百万円)		20,218		20,586	367

（売買仲介取扱実績）

区分	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		増減
取扱件数		5,973件		4,854件	1,119件
取扱高 (百万円)		203,255		182,438	20,817

（買取販売の状況）

区分	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		増減	
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)
	売上実績					
マンション	384戸	7,123	322戸	6,000	62戸	1,123
その他	-	387	-	3,332	-	2,944
合計	384戸	7,511	322戸	9,332	62戸	1,821

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,006億54百万円（前期末比81億20百万円増）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、営業活動による資金の増加は566億66百万円（前年同期は484億16百万円の増加）となりました。これは、税金等調整前当期純利益の計上およびたな卸不動産の減少などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、投資活動による資金の増加は16億8百万円（前年同期は1億52百万円の減少）となりました。これは、固定資産の取得などにより資金が減少した一方、子会社株式の売却などにより資金が増加したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、財務活動による資金の減少は501億50百万円（前年同期は209億71百万円の減少）となりました。これは、主に借入金の返済および社債の償還によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況については、「1 業績等の概要」におけるセグメントの業績に関連付けて示しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境は、欧州の債務危機などをはじめとした世界経済の下振れリスクが顕在化する一方で、国内経済においては為替の動向や株価の低迷、電力問題などがあり、家計や消費への影響を注視する必要があります。また、社会環境の変化などにより、お客さまの求められるニーズも絶えず変化していくものと思われます。

このような経営環境を踏まえ、当社グループはこれまでストック事業を安定収益基盤の柱と位置付け、市場環境の変化に対して柔軟に対応できるビジネスモデルへの転換を図り、財務基盤の強化に努めてまいりました。

これらが一定の水準まで達したことから、当社グループを次のステージへ進めていくため、新たな経営方針として定めた、お客さま満足度の向上とグループ連携の深化による顧客価値経営を実践してまいります。既存事業におけるイノベーションと国内外の新たなビジネス領域へのチャレンジにより、お客さまに選ばれる住生活をコアとした新しい「不動産サービス事業」の実現を目指してまいります。

フロー事業における先見性と市場競争力の向上

・不動産開発事業

社会環境の変化により市場規模が縮小する中で、多様化するお客さまニーズの変化を予測するためマーケティング力を向上させるほか、リスクマネジメントの強化も図ってまいります。

また、商品力や生産性を高めて、市場競争力を向上させる事業運営体制を構築し、収益力を向上させてまいります。

主力のファミリー向けマンションに加えて、安心・安全・エコなどお客さまニーズを先取りした商品を供給するほか、戸建事業や販売受託事業などの関連ビジネスを展開してまいります。あわせて、グループのリソースが活用できる新規ビジネスの開拓を図り、新たなマーケットへの事業展開を行ってまいります。

ストック事業の拡大と収益強化

・不動産管理事業

マンション管理におきましては、グループにおけるビジネスの成長基盤となる管理ストックの規模とエリアの拡大を進めてまいります。これらの取り組みは、請負工事、リフォーム・インテリア、居住者サービスなどをはじめとしたグループの収益拡大につながるため、当社分譲物件に加え他社分譲物件などの受託営業を積極的に推進するとともに、M & Aによる拡大にも注力してまいります。

請負工事におきましては、管理組合さまとのリレーションを強化し、管理ストックからの受注を確保することはもとより、お客さまの物件特性に応じた資産価値向上につながるバリューアップ提案を積極的に推進し、新たな工事領域を拡大してまいります。

さらに、今後の当事業の中核を担う居住者サービスにおきましては、少子高齢化の進行など環境変化に基づく居住者さまの様々なニーズに応えられる、「くらし」に欠かせない新たなサービスを開発、提供することを通してお客さまに選ばれ、長期的なリレーションシップを構築することにより、事業基盤を確立してまいります。

リフォーム・インテリアにおきましては、お取引先との連携を深め、資材調達力を高めることで価格競争力を向上させてまいります。また、新商品の開発や主力商品の拡充などについても連携し収益の拡大を目指してまいります。

ビル管理におきましては、技術レベルの向上を図り、多様化するお客さまニーズを先読みした提案を行ってまいります。また、継続した受注を目的として、お客さまとのグリップ力を高める活動に注力し

てまいります。

・不動産流通事業

不動産売買仲介におきましては、お客さまとのコミュニケーションの場を広げるため、WEBサイトの充実を図ってまいります。また、対応品質を高めるため人材育成を図り、お客さま満足度の向上に努めてまいります。これらの取り組みにより、取扱件数を拡大させてまいります。不動産売買仲介は、中長期的に成長が見込める分野でもあり、早期に安定的な収益が望める体制を構築してまいります。

さらに、お客さまのニーズに合わせて、住宅ストックをはじめとした既存物件を再生するため、これまで培ったグループのノウハウを活用することにより、お客さまへ新たな付加価値を提供するリノベーション事業に取り組んでまいります。

また、不動産賃貸・賃貸管理におきましては、取扱物件数の拡大に努めるとともに、多様化するお客さまニーズを捉えた取扱商品の拡充を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性のある事項のうち、当連結会計年度末現在で重要と思われる事項を記載しております。このため、今後の経済状況および経営状況によっては、現在重要なリスク要因ではないと判断される事項が相対的に重要度を増すことや想定していない新たなリスク要因が発生する可能性があります。

また、将来に関する記載は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、今後の経済状況および経営状況によっては、異なる状況になる可能性があります。

当社グループは、これらの発生する恐れのあるリスクを識別・評価し、管理することにより、最適なリスク管理体制の構築に取り組んでまいります。

(1) 不動産市場リスク

不動産開発事業の主力であるマンション分譲の業績は、市場環境の影響を受けて大きく変動する可能性があります。具体的には、地価動向、建築コスト動向および競合他社の供給動向・価格動向の影響を受けやすく、また金利上昇、景気の停滞やそれに伴う企業収益および個人消費の悪化、不動産関連税制の変更など経済情勢の変化があった場合には、住宅購入顧客の購買意欲の著しい減退等の影響により商品・保有資産等の価値が減少する可能性があります。これらは当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループが保有するたな卸資産について、市況の悪化等によりその価値が大きく減少した場合、たな卸資産の評価損計上に伴う損失が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 不動産管理市場リスク

不動産管理事業における管理受託料は、今後業界における価格水準低下が進行する可能性があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) その他の市場リスク（金融・株価・為替動向）

不動産開発事業の事業資金は、主に金融機関からの借入れにより調達しており、業績悪化による当社グループの信用力の低下、金融情勢の悪化により調達が困難になった場合や現行の金利水準が想定を上回って大幅に変動した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは上場および非上場の株式を保有しております。全般的かつ大幅な株価下落が生じた場合には保有有価証券に評価損が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループは台湾に現地法人を保有しており、為替レートにより円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

(4) 取引先の信用リスク

不動産開発事業および不動産管理事業においては、施工会社との間で工事請負契約を締結して建物の建築工事等を行っており、施工会社が信用不安に陥った場合には工期遅延等の問題が発生し、また、万一取引先の信用低下により経済的損失が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) マンション分譲リスク

マンション分譲は、開発用地の調査・取得から商品設計、建築、販売活動を経て売上代金の回収に至るまで長期間にわたるプロジェクトであり、かつ建築確認等の開発に必要な許認可の取得や近隣にお住まいの方々へのご説明をはじめ様々な手続きを必要とするため、以下に記載するリスク要因が想定され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

近隣住民との紛争

マンションの開発に際しては、建築基準法、都市計画法その他関係する法令および行政の指導要綱等開発に必要な許認可を取得することに加えて、周辺地域の暮らしや景観との調和、自然環境の保護などに十分配慮し、近隣にお住まいの方々のご意見、ご要望を反映することに努めております。

しかしながら、近隣にお住まいの方々との協議の結果によっては、開発に必要な許認可を取得している場合においても、当初の開発計画の工程遅延、販売計画の変更が生じることも想定され、その場合、事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

地中障害、土壌汚染等

マンション開発用地の取得にあたっては、あらかじめ対象用地の地中埋設物や、生活環境にふさわしくない化学物質等の汚染の有無について可能な範囲で調査を実施しております。

また、開発用地の売買契約締結においては、当該リスクを排除するために売主へ瑕疵担保責任を負担させるなど、事業上のリスク回避に努めております。

しかしながら、予想外の損害が発生する場合や、発生した場合に売主の損害賠償責任の負担能力が欠落することなどにより、当初の開発計画の工程遅延、コストの増加等、事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

瑕疵等の発生

マンションの建築工事については当社の基準により十分な建築技術を有する施工会社に発注を行うとともに、各マンション着工時の施工技術の検討会をはじめ、独自の設計基準・品質管理基準による厳格な品質管理体制および設計・施工の各段階において複数回のチェックを行うことなどにより、耐震性を含めた建築基準法を遵守する体制を整備しております。

しかしながら、設計・施工不良等の瑕疵を起因とした不測の事態が発生し、当社グループの責任が問われた場合、補修工事や補償費等の負担が発生し、その内容や負担規模によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) オペレーショナルリスク

当社グループが業務を遂行していくにあたっては各種のオペレーショナルリスクが存在し、例えば不適切な販売行為、従業員による不正行為、事務処理のミス、労務管理での問題発生等のリスクが考えられます。当社グループは、オペレーショナルリスクをコントロールし、適正な管理水準を維持するよう努めておりますが、当該リスクの顕在化により当社グループの信用失墜による売上の減少、損害賠償の発生など、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制リスク

当社グループの各事業には、不動産関連法制が適用されるため、将来において、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、建設業法等の不動産関連法制が変更された場合、または、不動産関連法制が新設された場合には、新たな義務の発生、費用負担増加等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報リスク

当社グループは、不動産購入顧客ならびに購入検討顧客や不動産管理業務における区分所有者等の多くの個人情報を保有しております。個人情報保護法にしたがって、個人情報の取扱いに関するルールを設けるなど体制の整備に取り組んでおりますが、不測の事態により、万が一、個人情報が外部へ流出、漏洩するような事態が発生した場合、当社グループの信用失墜による売上の減少、損害賠償の発生など、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) システムリスク

コンピュータシステムについては、データのバックアップ確保等の安全対策を講じ万全を期しておりますが、不測のトラブルにより、システムが停止するといった障害が発生した場合には、当社グループの業務処理、営業活動に大きな影響を及ぼし、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 災害リスク

地震、風水害等の自然災害および事故、火災、テロ等の人的災害が発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 繰延税金資産

当社グループは、税務上の繰越欠損金が発生しており、当該繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産につきましては、将来の課税所得に関する予測に基づき回収可能性を慎重に検討したうえで計上しておりますが、今後の業績動向等により、計上額の見直しが必要となった場合には、当社グループの当期純利益に影響を与える可能性があります。

なお、当該繰越欠損金が消滅した段階においては通常の税率に基づく法人税等の税金が発生し、当社グループの当期純利益およびキャッシュ・フローに影響を与えることとなります。

(12) のれん

当社グループは、企業買収に伴い発生した相当額ののれんを計上しております。当社グループは、当該のれんにつきまして、それぞれの事業価値および事業統合による将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られない場合、減損損失が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(13) 優先株式

当社の発行した第1種優先株式、第2種優先株式、第4種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式（以下「優先株式」）については、取得請求権が付与されており、優先株主は優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することが可能であります。

優先株式の取得を請求し得べき期間（以下「取得請求期間」）は、第1種優先株式および第2種優先株式については平成19年10月1日以降18年間、第4種優先株式については平成21年10月1日以降20年間、第7種優先株式および第8種優先株式については平成23年4月1日以降20年間となっており、将来、優先株式の取得請求に伴い普通株式が交付された場合、当社の発行済普通株式数が増加することとなり、その結果として当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本日（平成24年6月21日）現在において、取得請求は受けておりません。

(14) オリックスグループとの関係

当社は、平成17年1月31日付をもって、オリックス㈱と当社の第三者割当増資引受および当社の「事業再生計画」達成に対する協力を内容とする資本提携契約を締結しております。

当連結会計年度末現在、当社グループとオリックス㈱またはその子会社もしくは関連会社（「以下「オリックスグループ」」）の関係は、次のとおりです。

資本関係

オリックス㈱は、当社の発行済株式総数の42.68%（うち普通株式26.09%、優先株式16.59%）にあたる227,883千株（うち普通株式139,285千株、優先株式88,598千株）を保有しております。また、総株主の議決権に対するオリックス㈱の所有議決権数の割合は31.7%（間接所有0.0%を含む。）となっており、当社は、同社の持分法適用会社に該当しております。

人的関係

当社グループの役員のうち、役員1名がオリックスグループの役員を兼任しており、また、役員3名が、同グループからの出向者（当社2名、子会社1名）となっております。

取引関係

当社グループは、オリックスグループとマンション分譲に関する共同事業や販売受託取引等の営業取引を行っております。

当社グループは、独立した事業運営を行っておりますが、今後、資本提携契約の解消等、オリックスグループとの関係が変化した場合、当社グループの信用力や事業運営に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

資本提携契約

相手方の名称	契約締結日	契約内容
オリックス㈱	平成17年1月31日	1 当社の第三者割当増資引受 2 当社の「事業再生計画」達成に対する協力

株式譲渡契約

当社は、平成23年11月24日付の取締役会において、当社の100%子会社である㈱扶桑エンジニアリングの全株式をIHI運搬機械㈱に譲渡する株式譲渡契約について決議を行い、平成23年11月28日付で株式譲渡契約を締結いたしました。なお、同契約に基づき、平成24年1月4日に当該株式を譲渡いたしました。

株式譲渡の概要は、以下のとおりであります。

(1) 株式譲渡の理由

㈱扶桑エンジニアリングは、平成3年の機械式立体駐車装置事業の開始以来、マンション、商業施設等において、二・多段式立体駐車装置を主力として車の収容力をより高める立体駐車装置の開発を進めてまいりました。利用者に近い視点で製品開発・改良改善に努め、合理的で効率のよいシステムを実現したことにより、納入パレット数は事業開始以降、順調に拡大してまいりました。

一方、近年の住宅着工数の減少等による新規設置の市場縮小が懸念されるなか、同社が厳しい競争に打ち勝っていくためには、技術革新や設備投資および更なる販路拡大などが課題となっております。

こうしたなか、同社が技術力やサービス力をさらに高め成長を図ること、ならびに今後の大京グループが、住生活をコアとした新しい不動産サービス事業に注力し、その成長を加速させていくことの両面において、同社を総合駐車装置メーカーとして実績のあるIHI運搬機械㈱に譲渡することが最善と判断し、全株式を譲渡することといたしました。

(2) 異動する連結子会社の概要（平成23年12月31日現在）

名称	㈱扶桑エンジニアリング
所在地	東京都江東区大島七丁目22番18号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 土田 穰一郎
事業内容	立体駐車装置事業
資本金	80百万円
株主	㈱大京 100%

(3) 譲渡先の概要（平成23年12月31日現在）

名称	I H I 運搬機械(株)
所在地	東京都中央区明石町 8 番 1 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大坪 英志
事業内容	パーキングシステム、運搬・物流システムの開発、設計、販売、据付ならびにメンテナンス、改修
資本金	2,647百万円

(4) 譲渡株式数、譲渡価額および譲渡前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	1,600株（所有割合：100%）
譲渡株式数	1,600株（譲渡価額：3,600百万円） （発行済株式数に対する割合：100%）
異動後の所有株式数	0株（所有割合：0%）

(5) 日程

株式譲渡契約締結	平成23年11月28日
株式譲渡日	平成24年 1 月 4 日

株式譲渡契約

当社は平成24年3月22日開催の取締役会において、トゥモロウ - ONE 投資事業有限責任組合とひろしま信愛不動産(株)が保有する(株)グランドアメニティの株式を取得することについて決議を行い、平成24年3月30日付で当社連結子会社の(株)大京アステージとトゥモロウ - ONE 投資事業有限責任組合ならびにひろしま信愛不動産(株)の間で、株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、平成24年4月11日付で(株)大京アステージは、(株)グランドアメニティの発行済株式数の98%を取得し、当社は(株)グランドアメニティを連結子会社といたしました。

株式譲渡の概要は、以下のとおりであります。

(1) 株式取得の理由

当社グループは、不動産管理事業を柱とするストック事業の拡大を図っており、平成21年にはオリックス・ファシリティーズ(株)、(株)J・COMS（現：(株)ジャパン・リビング・コミュニティ）を子会社とする等、当社グループのストック事業の収益力と安定収益基盤の強化に努めております。

(株)グランドアメニティは、広島市を中心に全国で約2万8,000戸（平成24年4月11日現在）の分譲マンションを管理し、マンション管理やビル・賃貸マンション管理業務を主たる事業としております。同社が加わることにより当社グループのマンション管理戸数は43万戸超に拡大するとともに、計画修繕工事や居住者向けサービスにおける顧客層の拡大、ノウハウの相互活用によるビジネスチャンス拡大、そして取引先ネットワークの共有化によるコストダウンの実現といったシナジー効果も期待できるため、子会社化を決定したものです。

(2) 株式を取得した子会社の概要

名称	(株)大京アステージ
所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番18号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 益田 知
事業内容	マンション管理、修繕工事、マンションライフサポート
資本金	1,237百万円
設立年月日	昭和44年4月

(3) 取得する連結子会社の概要（平成24年3月30日現在）

名称	(株)グランドアメニティ
所在地	広島県広島市中区上八丁堀4番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 卜部 清和
事業内容	分譲マンション管理、ビル・賃貸マンション管理
資本金	50百万円
株主	トゥモロウ - ONE 投資事業有限責任組合：85%（1,700株） ひろしま信愛不動産株式会社：15%（300株）

(4) 株式の取得先の概要（平成24年3月30日現在）

名称	トゥモロウ - ONE 投資事業有限責任組合
所在地	広島県広島市中区銀山町3番1号

名称	ひろしま信愛不動産(株)
所在地	広島県広島市中区国泰寺一丁目8番20号
代表者の役職・氏名	代表取締役 脇本 芳朗
事業内容	ビル・マンション・駐車場の賃貸事業、不動産仲介事業、その他事業

(5) 取得株式数、取得前後の所有株式の状況

取得前の所有株式数	0株（所有割合：0%）
取得株式数	1,960株（発行済株式数に対する割合：98%）
取得後の所有株式数	1,960株（所有割合：98%） トゥモロウ - ONE 投資事業有限責任組合から1,700株、ひろしま信愛不動産株式会社から260株

(6) 日程

株式譲渡契約締結	平成24年3月30日
株式取得日	平成24年4月11日

6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

総資産

当連結会計年度末の総資産は、2,902億61百万円（前期末比288億23百万円減）となりました。これは、現金及び預金が51億30百万円、有価証券が30億24百万円それぞれ増加した一方、たな卸不動産が382億3百万円減少したことなどによるものであります。

負債

当連結会計年度末の負債は、1,726億32百万円（前期末比497億30百万円減）となりました。これは、主に有利子負債が492億72百万円減少したことによるものであります。

純資産

当連結会計年度末の純資産は、1,176億29百万円（前期末比209億6百万円増）となりました。これは、優先株式に係る配当金8億34百万円の支払いを行った一方、当期純利益の計上により、利益剰余金が209億49百万円増加したことなどによるものであります。

当連結会計年度末の自己資本比率は40.5%（同10.2ポイント増）、1株当たり純資産額は184円10銭（同47円32銭増）となりました。

(2) 経営成績の分析

営業収入

当連結会計年度の営業収入は、マンション売上戸数の減少に伴い不動産開発事業が32億84百万円の減収となったものの、マンションの計画修繕工事等の増加などにより不動産管理事業が76億83百万円の増収となった結果、全体では2,984億8百万円（前年同期比30億33百万円増）となりました。

営業利益および経常利益

不動産開発事業におけるマンション売上総利益率の改善および経費削減などにより、当連結会計年度の営業利益は217億81百万円（前年同期比81億83百万円増）、経常利益は192億40百万円（同84億61百万円増）となりました。

当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は、(株)扶桑エンジニアリングの全株式の譲渡による関係会社株式売却益21億75百万円を特別利益に計上したこと、および繰延税金資産の積み増しによる法人税等調整額19億79百万円を計上したことなどにより、217億87百万円（前年同期比120億34百万円増）となりました。

当連結会計年度の1株当たり当期純利益は47円43銭（同27円25銭増）となりました。

なお、各セグメントの業績概要につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要」をご参照ください。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要」をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は6億21百万円であります。セグメントごとの内訳は、不動産開発事業3億9百万円、不動産管理事業1億79百万円、不動産流通事業1億31百万円およびその他の事業1百万円であり、これらは主に当社グループの事務所の移転によるものであります。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成24年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
本 社 (東京都渋谷区)	不動産開発 事業 全社	事務所等	1,644	1	8,454 (2)	34	261	10,395	809 [128]
		賃貸施設	29	-	750 (17)	-	-	779	
大阪支店 他6支店 (大阪市中心区 他)	不動産開発 事業	事務所	58	-	-	-	6	64	262 [9]

(2) 国内子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱大京アステージ	本社 (東京都渋谷区)	不動産管理 事業	事務所等	167	-	-	20	62	251	1,133 [244]
㈱大京リアルド	本社 (東京都渋谷区)	不動産流通 事業	事務所	180	-	-	0	68	249	673 [148]
㈱大京エル・デザイン	本社 (東京都渋谷区)	不動産管理 事業	事務所	12	-	-	-	3	15	73 [13]
㈱大京ライフ	本社 (東京都渋谷区)	不動産管理 事業	事務所等	47	3	-	-	3	54	40 [3,920]
オリックス・ファシリティーズ㈱および同社子会社2社	本社 (京都市下京区)	不動産管理 事業	事務所	143	1	124 (0)	6	33	309	531 [843]
㈱ジャパン・リビング・コミュニティ	本社 (東京都新宿区)	不動産管理 事業	事務所	19	-	-	-	3	23	154 [38]
㈱アセットウェーブ	本社 (東京都渋谷区)	不動産流通 事業	事務所	4	-	-	1	2	8	37 [1]

- (注) 1 帳簿価格のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。また、上記金額には消費税等は含まれておりません。
- 2 建物の一部を貸借しており、年間賃借料は1,834百万円であります。
- 3 出向者は出向先会社の従業員数に含めており、連結会社以外への出向者24人を含んでおりません。また、臨時従業員は[]内に年間平均人員を外数で記載しております。
- 4 現在休止中の主要な設備はありません。
- 5 主要な貸借している転貸ビルは次のとおりであります。

名称	所在地	設備の内容	建物面積 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
清水井産業ビル	東京都江東区	事務所用ビル	14,234	480

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

記載すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

記載すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,152,400,000
第1種優先株式	10,000,000
第2種優先株式	11,250,000
第4種優先株式	18,750,000
第7種優先株式	25,000,000
第8種優先株式	23,600,000
計	1,241,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	445,337,738	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容 に制限のない、基準と なる株式 (注)3~4
第1種優先株式 (注)1	10,000,000	同左		(注)2~6、8~10
第2種優先株式 (注)1	11,250,000	同左		
第4種優先株式 (注)1	18,750,000	同左		
第7種優先株式 (注)1	25,000,000	同左		
第8種優先株式 (注)1	23,598,144	同左		
計	533,935,882	同左		

(注)1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2 各優先株式は、当社の普通株式の株価に基づき取得(転換)価額が修正されるため、各優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数変動いたします。なお、取得(転換)価額の修正基準および修正頻度ならびに下限は、(注)10に記載のとおりであります。また、各優先株式について、当社の決定による当該優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

3 各種類株式の単元株式数は、1,000株であります。

4 各種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

5 各優先株式の権利行使に関する事項および当社株式の売買に関する事項について、当社と各優先株式の所有者との間に取決めはありません。

- 6 各優先株式は、自己資本の増強を図る一方、普通株式数の増加による希薄化を最大限抑制するために発行したものであるため、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権はありません。
ただし、第1種優先株式については、期末配当において第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から期末配当において優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時まで、議決権を有するものとしております。
- 7 「提出日現在発行数」には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数、ならびに第1種優先株式、第2種優先株式、第4種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 8 第1種優先株式、第2種優先株式および第4種優先株式は、現物出資(借入金の株式化)により発行されております。
- 9 各優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は、同順位としております。
- 10 第1種優先株式、第2種優先株式、第4種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式の内容は、次のとおりであります。

第1種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下、「期末配当」という。)を行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下、「第1種優先配当金」という。)を行う。
 - (ロ) 優先配当金の額 第1種優先配当金の額は、 $400円 \times (\text{日本円TIBOR} + 1.75\%)$ とする。第1種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。
「日本円TIBOR」とは、平成19年4月1日以降の毎年4月1日(以下、「第1種優先配当算出基準日」という。)現在における日本円リファレンス・レート(1年物)として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次の第1種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第1種優先配当算出基準日とする。第1種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 - (ハ) 期末配当以外の配当の額 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。
 - (ニ) 非累積条項 ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (ホ) 非参加条項 期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。
 - (ヘ) 除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第1種優先配当金の支払について、これを準用する。
- (2) 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき400円を支払う。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (4) 取得請求権
 - (イ) 取得を請求し得べき期間 第1種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成37年9月30日までとする。
 - (ロ) 条件 第1種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第1種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。
 - (a) 当初転換価額 444.0円

(b) 転換価額の修正 転換価額は、平成20年10月1日から平成37年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)、ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が351.6円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

第1種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額(新株予約権の発行価額および新株予約権の行使に際して払い込む額との合計額の1株当たりの額をいい、以下第1種優先株式、第2種優先株式および第4種優先株式において同じ。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券(権利)の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記も同様とする。)

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記ただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合または で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第1種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が取得請求のために提出した第1種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第1種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「取得条件成就日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得するものとし、この場合、当社は、当該第1種優先株主に対し、当該第1種優先株式を取得するのと引換えに第1種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が355.2円を下回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

第2種優先株式

(1) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）を行うときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第2種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下、「第2種優先配当金」という。）を行う。

(ロ) 優先配当金の額 第2種優先配当金の額は、400円×（日本円TIBOR + 1.75%）とする。第2種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。

「日本円TIBOR」とは、平成19年4月1日以降の毎年4月1日（以下、「第2種優先配当算出基準日」という。）現在における日本円リファレンス・レート（1年物）として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次の第2種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第2種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第2種優先配当算出基準日とする。第2種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(ハ) 期末配当以外の配当の額 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。

(ニ) 非累積条項 ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ホ) 非参加条項 期末配当において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先配当金を超えて配当は行わない。

- (へ)除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第2種優先配当金の支払について、これを準用する。
- (2) 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき400円を支払う。第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第2種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 取得請求権
- (イ)取得を請求し得べき期間 第2種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成37年9月30日までとする。
- (ロ)条件 第2種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第2種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。
- (a) 当初転換価額 79.1円
- (b) 転換価額の修正 転換価額は、平成20年10月1日から平成37年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。))が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)、ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が63.3円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (c) 転換価額の調整
- 第2種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券(権利)の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記も同様とする。))。

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記 ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合または で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第2種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2種優先株主が取得請求のために提出した第2種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第2種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「取得条件成就日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得するものとし、この場合、当社は、当該第2種優先株主に対し、当該第2種優先株式を取得するのと引換えに第2種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が69.8円を下回るときは、第2種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

第4種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）を行うときは、第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第4種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第4種優先配当金」という。）を行う。

- (ロ)優先配当金の額 第4種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。第4種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第4種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。
- 平成24年3月末日に終了する事業年度に関する配当まで：第4種優先配当金 = 400円 × 2.00%
- 平成25年3月末日に終了する事業年度に関する配当から：第4種優先配当金 = 400円 × (日本円TIBOR + 1.75%)
- 「日本円TIBOR」とは、平成24年4月1日以降の毎年4月1日(以下、「第4種優先配当算出基準日」という。)現在における日本円リファレンス・レート(1年物)として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次回の第4種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第4種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第4種優先配当算出基準日とする。第4種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- (ハ)期末配当以外の配当の額 第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。
- (ニ)非累積条項 ある事業年度において第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ホ)非参加条項 第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、第4種優先配当金を超えて配当は行わない。
- (ヘ)除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第4種優先配当金の支払について、これを準用する。
- (2) 残余財産の分配 社の残余財産を分配するときは、第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4種優先株式1株につき400円を支払う。第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 併合または分割等 社は、法令に定める場合を除き、第4種優先株式について株式の併合または分割は行わない。社は、第4種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 取得請求権
- (イ)取得を請求し得べき期間 第4種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成21年10月1日から平成41年9月30日までとする。
- (ロ)条件 第4種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第4種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。
- (a) 当初転換価額 79.1円
- (b) 転換価額の修正 転換価額は、平成22年10月1日から平成41年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が55.4円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (c) 転換価額の調整
- 第4種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- $$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$
- 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券（権利）の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記も同様とする。）。

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券（権利）の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合またはで定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第4種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4種優先株主が取得請求のために提出した第4種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第4種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「取得条件成就日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得するものとし、この場合、当社は、当該第4種優先株主に対し、当該第4種優先株式を取得するのと引換えに第4種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が61.1円を下回るときは、第4種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。
- なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

第7種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録された第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株当たり、400円にそれぞれの事業年度ごとに定める率(以下「第7種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(ただし、第7種優先株式1株当たり40円を上限とする。)の配当金(1円未満を切り捨てる。以下「第7種優先配当金」という。)を支払う。
- (ロ) 優先配当金の額 第7種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。
- $$\text{第7種優先配当金} = 400\text{円} \times (\text{日本円TIBOR}(1\text{年物}) + 2.00\%)$$
- 「日本円TIBOR(1年物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「第7種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフワード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第7種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフワード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフワード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。第7種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 期末配当以外の配当の額 第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当以外の配当は行わない。
- (ニ) 非累積条項 ある事業年度において第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第7種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ホ) 非参加条項 第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、第7種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
- (2) 残余財産の分配 当社は、残余財産の分配をするときは、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株につき、400円(以下「第7種優先残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して第7種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者は、第7種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第7種優先株式について株式の併合または分割は行わない。また、当社は、第7種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- (4) 取得請求権 第7種優先株主は、平成23年4月1日から平成43年3月31日までの間(以下「第7種優先株式取得請求期間」という。)、いつでも当社に対して、その有する第7種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該第7種優先株主に対して交付するものとする。

(イ)取得と引換えに交付する普通株式数

第7種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(ロ)当初取得価額 取得価額は、当初、101円とする。

(ハ)取得価額の修正 当初取得価額は、平成23年4月1日以降平成42年4月1日までの毎年4月1日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)に、修正基準日における時価に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が101円(ただし、下記(ニ)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が80.8円(ただし、下記(ニ)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、時価算定期間中に下記(ニ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(ニ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(二)取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

本(a)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される(請求により取得される場合を含む。以下同じ。))株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(二)において同じ。))もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、または会社分割、株式交換もしくは合併により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数および処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ただし、本による取得価額の調整は、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、または普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

行使することにより、本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役または従業員に対してストックオプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。

取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 ないし のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。

会社分割、株式交換または合併のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

上記(a)の に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき、ただし、当該株式、新株予約権またはその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。

上記(a)の に定める新株予約権の行使期間が終了したとき、ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。

- (5) 取得条項 当社は、第7種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかった第7種優先株式の全部を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下「一斉取得日」という。)が到来することをもって取得するものとし、当社はかかる第7種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第7種優先株式の払込金額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を第7種優先株主に対して交付する。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。第7種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

第8種優先株式

(1) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当 当社は、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録された第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第8種優先株式1株当たり、400円にそれぞれの事業年度ごとに定める率(以下「第8種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(ただし、第8種優先株式1株当たり400円を上限とする。)の配当金(1円未満を切り捨てる。以下「第8種優先配当金」という。)を支払う。

(ロ) 優先配当金の額 第8種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。

$$\text{第8種優先配当金} = 400\text{円} \times (\text{日本円TIBOR}(1\text{年物}) + 2.00\%)$$

「日本円TIBOR(1年物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「第8種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第8種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。第8種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 期末配当以外の配当の額 第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対しては、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当以外の配当は行わない。

(ニ) 非累積条項 ある事業年度において第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第8種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ホ) 非参加条項 第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対しては、第8種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 残余財産の分配 当社は、残余財産の分配をするときは、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第8種優先株式1株につき、400円(以下「第8種優先残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して第8種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者は、第8種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

(3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第8種優先株式について株式の併合または分割は行わない。また、当社は、第8種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(4) 取得請求権 第8種優先株主は、平成23年4月1日から平成43年3月31日までの間(以下「第8種優先株式取得請求期間」という。)、いつでも当社に対して、その有する第8種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第8種優先株主が取得の請求をした第8種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該第8種優先株主に対して交付するものとする。

(イ) 取得と引換えに交付する普通株式数

第8種優先株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{第8種優先株主が取得の請求をした第8種優先株式数に400円を乗じた額}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(ロ) 当初取得価額 取得価額は、当初、64円とする。

(八)取得価額の修正 当初取得価額は、平成23年4月1日以降平成42年4月1日までの毎年4月1日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)に、修正基準日における時価に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が64円(ただし、下記(二)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が51.2円(ただし、下記(二)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、時価算定期間中に下記(二)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(二)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(二)取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される(請求により取得される場合を含む。以下同じ。))株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(二)において同じ。))もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、または会社分割、株式交換もしくは合併により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数および処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} \\ - \text{当社が保有する普通} \\ \text{株式の数} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

ただし、本による取得価額の調整は、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、または普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

行使することにより、本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役または従業員に対してストックオプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。

取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 ないし のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。

会社分割、株式交換または合併のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

上記(a)の に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき、ただし、当該株式、新株予約権またはその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。

上記(a)の に定める新株予約権の行使期間が終了したとき、ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。

- (5) 取得条項 当社は、第8種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかった第8種優先株式の全部を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下「一斉取得日」という。)が到来することをもって取得するものとし、当社はかかる第8種優先株式を取得するのと引換えに、取得する第8種優先株式の総数に400円を乗じた額の金銭総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を第8種優先株主に対して交付するものとする。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。第8種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議（平成17年6月28日）および当社執行役による決定（平成17年8月12日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（注）1	3,909個	3,889個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注）2	3,909,000株	3,889,000株
新株予約権の行使時の払込金額（注）3	1株当たり387円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日～ 平成27年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 387円 資本組入額 194円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する ものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数の調整

新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該時点で新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3 行使価額の調整

(1) 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) また、新株予約権発行日後に当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行うとき（新株予約権の権利行使ならびに優先株式の普通株式への転換の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(3) さらに、新株予約権発行日後に当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社もしくは当社子会社等の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位も、自己の都合により失っていないことを要することとします。ただし、任期満了による退任、定年、子会社等への転籍あるいは会社都合による退職等、正当な理由によって失った場合については、失った日または平成19年6月29日のいずれか遅いほうの日から1年を経過していない場合に限り行使できるものとします。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社もしくは当社子会社等の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位についても、旧商法その他日本の法令または海外の法令もしくは当社または当社子会社等が定める社内規程に規定される欠格事由、解任事由または解職事由が生じておらず、かつ当該法令の違反もしくは社内規程の重大な違反に該当する行為がないことを要するものとします。ただし、当社が、当該新株予約権者のこれまでの当社または当社子会社等の業績向上への貢献度、当該事由、行為の内容もしくはその治癒または解消の状況を考慮し、当該新株予約権の行使を認めるのが相当と判断した場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権者は、当社取締役会の承認がない限り新株予約権の譲渡を行わないものとし、かつ、いかなる場合においても新株予約権について、質入、譲渡担保の設定その他の担保に供する等いかなる処分も行わないものとします。
- (4) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない（新株予約権1個を最低行使単位とする。）ものとします。
- (5) 新株予約権者およびその相続人は、後記(6)に定める新株予約権割当契約に従い、新株予約権を行使するものとします。
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1種優先株式、第2種優先株式、第4種優先株式、第7種優先株式、第8種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成24年1月1日から 平成24年3月31日まで)	第88期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(注) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の残高はありますが、当該期間における権利行使はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年8月1日(注)1	17,852,480	395,062,738	-	26,999	11,247	24,347
平成19年4月1日 ~ 平成20年3月31日(注)2	325,000	395,387,738	63	27,063	63	24,410
平成20年6月30日(注)3	10,000,000	385,387,738	-	27,063	-	24,410
平成21年3月13日(注)4	25,000,000	410,387,738	5,000	32,063	5,000	29,410
平成21年3月25日(注)5	23,598,144	433,985,882	-	32,063	9,439	38,849
平成21年5月31日(注)6	-	433,985,882	-	32,063	14,495	24,354
平成22年1月25日(注)7	92,900,000	526,885,882	8,465	40,529	8,465	32,820
平成22年2月9日(注)8	7,050,000	533,935,882	642	41,171	642	33,462

- (注) 1 平成19年8月1日付扶桑レクセル株式会社との株式交換の実施による普通株式の発行に伴う増加であります。
発行価額 1株につき630円
資本組入額 1株につき0円
- 2 新株予約権の権利行使による普通株式の発行に伴う増加であります。
- 3 自己株式として一部取得した第2種優先株式および第4種優先株式の消却に伴う減少であります。
- 4 有償第三者割当増資による第7種優先株式の発行に伴う増加であります。
発行価額 1株につき400円
資本組入額 1株につき200円
割当先 オリックス株式会社
- 5 平成21年3月25日付オリックス・ファシリティーズ株式会社との株式交換の実施による第8種優先株式の発行に伴う増加であります。
発行価額 1株につき400円
資本組入額 1株につき0円
- 6 平成21年5月14日開催の取締役会の決議に基づく繰越利益剰余金の欠損填補に伴う減少であります。
- 7 一般募集による普通株式の発行に伴う増加であります。
発行価額 1株につき182.256円
資本組入額 1株につき91.128円
- 8 オ・バ・アロットメントによる売出しに関連した第三者割当による普通株式の発行に伴う増加であります。
発行価額 1株につき182.256円
資本組入額 1株につき91.128円
割当先 三菱UFJ証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)

(6) 【所有者別状況】

普通株式

(平成24年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	37	52	324	163	12	20,216	20,804	-
所有株式数(単元)	-	80,977	5,202	149,829	95,179	56	112,123	443,366	1,971,738
所有株式数の割合(%)	-	18.27	1.17	33.79	21.47	0.01	25.29	100.00	-

(注) 1 証券保管振替機構名義の株式が「その他の法人」に16単元含まれております。

2 自己株式は「個人その他」に3,380単元、「単元未満株式の状況」に892株が含まれております。

第1種優先株式

(平成24年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	10,000	-	-	-	10,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100	-	-	-	100	-

第2種優先株式

(平成24年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	11,250	-	-	-	11,250	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100	-	-	-	100	-

第4種優先株式

(平成24年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	18,750	-	-	-	18,750	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100	-	-	-	100	-

第7種優先株式

(平成24年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	25,000	-	-	-	25,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100	-	-	-	100	-

第8種優先株式

(平成24年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	23,598	-	-	-	23,598	144
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100	-	-	-	100	-

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

(平成24年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	227,883	42.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	17,035	3.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	16,457	3.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,376	2.32
大京グループ従業員持株会	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号	5,761	1.08
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(常任代理人)日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	5,573	1.04
メロンバンクエヌエーアズエージェンツフォーイックライアントメロンオムニバスユーエスベンション(常任代理人)株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	5,399	1.01
モルガンスタンレーアンドカンパニーエルエルシー(常任代理人)モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	5,245	0.98
大京取引先持株会	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号	5,108	0.96
ジェーピーモルガンチェースバンク385093(常任代理人)株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ U.K. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	4,350	0.81
計		305,189	57.16

(注) オリックス株式会社の所有株式数の内訳は次のとおりです。

普通株式	139,285千株
第1種優先株式	10,000千株
第2種優先株式	11,250千株
第4種優先株式	18,750千株
第7種優先株式	25,000千株
第8種優先株式	23,598千株

所有議決権数別

(平成24年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数 の割合(%)
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	139,285	31.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	17,035	3.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	16,457	3.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,376	2.81
大京グループ従業員持株会	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号	5,761	1.31
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(常任代理人)日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	5,573	1.27
メロンバンクエヌエーアズエージェンツフォーイックライアントメロンオムニバスユーエスベンション(常任代理人)株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	5,399	1.23
モルガンスタンレーアンドカンパニーエルエルシー(常任代理人)モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	5,245	1.19
大京取引先持株会	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号	5,108	1.16
ジェーピーモルガンチェースバンク385093(常任代理人)株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ U.K. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	4,350	0.99
計		216,589	49.23

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成24年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 10,000,000 第2種優先株式 11,250,000 第4種優先株式 18,750,000 第7種優先株式 25,000,000 第8種優先株式 23,598,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,380,000	-	株主としての権利内容に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 439,986,000	439,986	株主としての権利内容に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株
単元未満株式	普通株式 1,971,738 第8種優先株式 144	-	
発行済株式総数	533,935,882	-	
総株主の議決権	-	439,986	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が16,000株(議決権16個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式892株および証券保管振替機構名義株式564株が含まれております。

【自己株式等】

(平成24年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大京	東京都渋谷区千駄ヶ谷 四丁目24番13号	3,380,000		3,380,000	0.63
計		3,380,000		3,380,000	0.63

(9) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成17年6月28日								
付与対象者の区分および人数(注)	<table> <tr> <td>当社の取締役および執行役</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>当社使用人</td> <td>550名</td> </tr> <tr> <td>当社子会社等の取締役および監査役</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>当社子会社等使用人</td> <td>348名</td> </tr> </table>	当社の取締役および執行役	12名	当社使用人	550名	当社子会社等の取締役および監査役	20名	当社子会社等使用人	348名
当社の取締役および執行役	12名								
当社使用人	550名								
当社子会社等の取締役および監査役	20名								
当社子会社等使用人	348名								
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。								
新株予約権の目的となる株式の数	同上								
新株予約権の行使時の払込金額	同上								
新株予約権の行使期間	同上								
新株予約権の行使の条件	同上								
新株予約権の譲渡に関する事項	同上								
代用払込みに関する事項									
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項									

(注) 新株予約権発行日(平成17年8月12日)現在で記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	8,798	1,380
当期間における取得自己株式	952	187

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	15,800	2,322	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡し)	624	79	448	80
保有自己株式数	3,380,892	-	3,381,396	-

(注) 当期間における保有株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は取締役会です。

当社の株主の皆さまに対する利益還元は、持続的な企業価値の向上と株主価値の増大を通して実施していくという基本方針のもと、健全な財務体質を維持しつつ、成長に向けた投資ならびに安定した配当を行ってまいります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針のもと、普通株式1株当たり2円50銭といたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	1,104	2.50
	第1種優先株式	88	8.88
	第2種優先株式	99	
	第4種優先株式	150	8.00
	第7種優先株式	250	10.00
	第8種優先株式	235	

4 【株価の推移】

(1) 普通株式

【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	654	251	299	219	239
最低(円)	183	37	63	84	110

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	142	149	165	181	216	239
最低(円)	116	134	147	153	169	200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

第1種優先株式

第2種優先株式

第4種優先株式

第7種優先株式

第8種優先株式

以上の各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

5 【役員 の 状 況】

(1) 取締役 の 状 況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	善積 義行	昭和25年2月7日生	昭和47年4月 平成15年6月 平成16年2月 平成18年1月 平成18年8月 平成21年1月 平成22年1月 平成22年1月 平成23年6月	オリエント・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社 同社執行役 オリックス・オート・リース株式会社(現オリックス自動車株式会社)代表取締役副社長 オリックス株式会社執行役東京営業本部長 同社常務執行役 オリックス信託銀行株式会社(現オリックス銀行株式会社)取締役副社長 当社執行役副社長 オリックス・ファシリティーズ株式会社代表取締役社長 当社取締役兼執行役会長(現在)	(注)2	普通株式 29
取締役	-	山口 陽	昭和31年8月6日生	昭和54年4月 平成10年7月 平成11年6月 平成17年4月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年10月 平成22年6月	当社入社 当社北関東支店長 当社取締役 当社取締役常務執行役員 当社取締役兼常務執行役 当社取締役兼専務執行役 扶桑レクセル株式会社代表取締役社長 当社取締役兼代表執行役社長(現在)	(注)2	普通株式 114
取締役	-	木村 司	昭和34年12月23日生	平成元年1月 平成19年7月 平成20年9月 平成20年9月 平成20年11月 平成21年6月 平成22年6月 平成24年4月	オリエント・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社 同社投資銀行本部副本部長 当社業務執行役員 当社グループCEO補佐 当社専務執行役 当社取締役兼専務執行役(現在) 当社グループ管理部門全般担当 当社グループ管理部門全般担当兼グループ情報システム部管掌(現在)	(注)2	普通株式 3
取締役	-	益田 知	昭和23年6月3日生	昭和46年4月 平成9年4月 平成13年6月 平成16年6月 平成22年6月	当社入社 当社専務取締役 大京管理株式会社(現株式会社大京アステージ)専務取締役 同社代表取締役社長(現在) 当社取締役(現在)	(注)2	普通株式 109
取締役	-	尾崎 輝郎	昭和19年12月29日生	昭和43年4月 昭和59年7月 平成5年10月 平成11年7月 平成14年1月 平成15年10月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年1月	アーサーアンダーセン会計事務所入社 英和監査法人代表社員 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 同監査法人専務理事 同監査法人副理事長 尾崎輝郎公認会計士事務所所長(現在) 東海ゴム工業株式会社社外監査役(現在) 当社取締役(現在) 株式会社三菱東京UFJ銀行社外取締役(現在)	(注)2	普通株式 -
取締役	-	宮原 明	昭和14年6月19日生	昭和46年4月 平成4年1月 平成10年1月 平成14年6月 平成15年5月 平成18年6月	富士ゼロックス株式会社入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役副会長 同社相談役 学校法人国際大学副理事長(現在) 当社取締役(現在)	(注)2	普通株式 -

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	西名 弘明	昭和19年9月18日生	昭和43年4月	オリエント・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社	(注)2	普通株式 2
				平成5年6月	同社取締役		
				平成11年4月	同社不動産事業本部長		
				平成17年2月	同社取締役兼執行役副社長		
				平成21年3月	当社取締役(現在)		
				平成23年6月	オリックス株式会社取締役兼執行役副会長(現在)		
取締役	-	半林 亨	昭和12年1月7日生	昭和34年4月	日綿実業株式会社(旧ニチメン株式会社)入社	(注)2	普通株式 -
				平成元年4月	同社取締役		
				平成12年10月	同社代表取締役社長		
				平成14年5月	中華人民共和国陝西省高級経済顧問(現在)		
				平成15年4月	ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社(現双日株式会社)代表取締役会長・CEO		
				平成16年6月	ユニチカ株式会社社外監査役(現在)		
				平成17年6月	中華人民共和国黒龍江省高級経済顧問(現在)		
				平成17年11月	株式会社ファーストリテイリング社外取締役(現在)		
				平成19年6月	前田建設工業株式会社社外取締役(現在)		
				平成23年6月	当社取締役(現在)		
計							普通株式 258

- (注) 1 取締役尾崎輝郎、宮原明、西名弘明および半林亨の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 当社は委員会設置会社であります。当社の委員会体制については次のとおりであります。

指名委員会	委員長	半林 亨
	委員	西名 弘明
	委員	宮原 明
	委員	尾崎 輝郎
	委員	善積 義行
監査委員会	委員長	尾崎 輝郎
	委員	半林 亨
	委員	西名 弘明
報酬委員会	委員長	宮原 明
	委員	尾崎 輝郎
	委員	半林 亨
	委員	西名 弘明
	委員	善積 義行
	委員	山口 陽

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役会長	-	善積 義行	昭和25年2月7日生	(1) 取締役の状況参照	(注)	普通株式 29
代表執行役 社長	-	山口 陽	昭和31年8月6日生	(1) 取締役の状況参照	(注)	普通株式 114
専務執行役	グループ管理部門全般担当 兼 グループ情報システム部管掌	木村 司	昭和34年12月23日生	(1) 取締役の状況参照	(注)	普通株式 3
常務執行役	商品企画部、建設統括部、グループライフクリエイティブセンター管掌	土田 穰一郎	昭和20年1月25日生	昭和42年4月 海上自衛隊入隊 平成3年7月 当社入社 平成8年7月 当社海外事業部長 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務執行役員 平成15年6月 当社商品企画部、品質管理部担当 平成17年6月 当社常務執行役(現在) 平成24年4月 当社商品企画部、建設統括部、グループライフクリエイティブセンター管掌(現在)	(注)	普通株式 86
常務執行役	事業統括部、グループ営業推進部、営業管理部、業務推進部、開発事業部、広島支店、九州支店、沖縄支店管掌	落合 英治	昭和36年1月14日生	昭和59年4月 当社入社 平成14年6月 当社経営企画部長 平成16年6月 当社取締役執行役員 平成17年6月 当社執行役 平成22年7月 当社常務執行役(現在) 平成22年7月 当社事業統括部、不動産活用推進部、事業開発室管掌 平成24年4月 当社事業統括部、グループ営業推進部、営業管理部、業務推進部、開発事業部、広島支店、九州支店、沖縄支店管掌(現在)	(注)	普通株式 57
執行役	グループ監査部、グループ内部統制統括部管掌	沼生 邦彦	昭和32年12月8日生	昭和57年4月 株式会社西武百貨店(現株式会社そごう・西武)入社 平成12年1月 当社入社 平成15年12月 当社人事部長 平成16年6月 当社執行役員 平成23年4月 株式会社大京リアルド常務取締役 平成24年4月 当社執行役(現在) 平成24年4月 当社グループ監査部、グループ内部統制統括部管掌(現在)	(注)	普通株式 49
執行役	戸建事業部、販売受託室、北海道支店、東北支店管掌	岡田 洋一	昭和31年9月17日生	昭和57年4月 当社入社 平成15年4月 当社財務部長 平成21年6月 当社業務執行役員 平成24年4月 当社執行役(現在) 平成24年4月 当社戸建事業部、販売受託室、北海道支店、東北支店管掌(現在)	(注)	普通株式 21
執行役	グループ経営企画部管掌 兼 グループ経営企画部長	宮川 公之介	昭和37年8月24日生	昭和63年3月 当社入社 平成17年4月 当社経営企画部長 平成24年4月 当社執行役(現在) 平成24年4月 当社グループ経営企画部管掌兼グループ経営企画部長(現在)	(注)	普通株式 19
計						普通株式 381

(注) 執行役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、経営の健全性、透明性、効率性の向上という観点から最適なコーポレート・ガバナンスの構築を目指しており、ガバナンス体制の一層の強化を目的として、平成17年6月開催の定時株主総会における承認を経て、委員会等設置会社へ移行いたしました。

この移行により、監督と業務執行を分離し、業務執行に対する牽制機能を強化する一方で、意思決定の迅速化を図っております。

また、コンプライアンス体制を拡充するなど、リスクマネジメントの強化にも取り組んでまいります。

会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

イ コーポレート・ガバナンス体制の現況

<取締役会>

取締役会は、提出日現在、取締役8名（うち社外取締役4名）で構成されており、当社の重要事項を決定し、執行役の職務執行状況を監督しております。当事業年度において取締役会は合計7回開催されました。全7回の取締役会における取締役の出席率は98.2%でした。

<指名委員会>

指名委員会は、提出日現在、取締役5名（うち社外取締役4名）で構成されており、会社法で定める株主総会に提出する取締役候補者を決定する権限を有するほか、執行役、代表執行役、CEO等の人選に関して審議する権限を有しております。当事業年度において指名委員会は合計3回開催されました。全3回の委員会における委員の出席率は100%でした。

<監査委員会>

監査委員会は、提出日現在、取締役4名（うち社外取締役4名）で構成されており、代表執行役社長からの業務執行に関する概況報告、グループ監査部管掌役員からの内部監査の結果および内部統制全般に関する報告、会計監査人からの会計監査に関する報告等が行われ、必要に応じて調査等を指示できる体制を整える等、連携を図っております。これらにより、執行役の業務執行および会社の内部統制について評価を行っております。当事業年度において監査委員会は合計6回開催されました。全6回の委員会における委員の出席率は95.8%でした。

なお、監査委員である尾崎輝郎氏は、公認会計士の資格を有しており、会計および財務に関する相当程度の知見を有しているものであります。また、監査委員である宮原明氏は、長年にわたり、富士フイルム株式会社および富士ゼロックス株式会社において経理・財務業務に従事しており、会計および財務に関する相当程度の知見を有しているものであります。

<報酬委員会>

報酬委員会は、提出日現在、取締役5名（うち社外取締役4名）で構成されており、会社法で定める取締役および執行役の報酬に関する方針を決定する権限、各取締役および執行役の個人別の報酬額を決定する権限を有しております。当事業年度において報酬委員会は合計5回開催されました。全5回の委員会における委員の出席率は96.2%でした。

<グループ経営会議等>

グループの業務執行に係る重要事項については、多面的な検討を経るために、執行役等により構成されるグループ経営会議において審議、決定を行うこととしております（開催頻度 原則月1回）。また、当社の不動産開発事業における重要な案件についても同様に、執行役等により構成される事業審査会議において審議、決定を行うこととしております（開催頻度 原則週1回）。

なお、事業および業務に係るリスク管理体制につきましては、当会議において各リスクの現状を分析・把握し、その対応について検討を行っております。

ロ コンプライアンスへの取組み状況

当社は、平成14年6月に「コンプライアンス室事務局」を設置し、平成14年11月には全グループを対象とした「コンプライアンス相談窓口」を設けて、法令違反等の未然防止に努めております。さらに、個人情報保護法の遵守体制整備などを目的として、平成17年2月に「コンプライアンス部（現：グループ内部統制統括部）」を設置し、啓蒙・監視機能を高めることによりコンプライアンス体制の推進を図っております。

ハ リスク管理体制の状況

当社は、業務上のリスクを不動産市場リスク、事業リスク、災害リスク等に識別・管理し、グループ内部統制統括部が、各リスク所管部所からの報告およびモニタリングを通じて管理方法を統括するとともに、リスク管理上の情報を代表執行役社長および監査委員会に定期的かつ必要に応じて報告し、改善等の提案を行う体制をとっております。

ニ 内部監査体制の状況

内部監査担当部門であるグループ監査部（平成24年4月1日現在、所属15名）が業務監査を計画的に実施し、監査結果を監査委員会へ報告しております。また、必要に応じて監査委員会が、監査委員会事務局やグループ監査部へ調査を指示できる等の連携体制を整え、被監査部門に対し改善事項の指摘、指導を行うなど、内部統制の有効性の向上に努めております。

ホ 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を有限責任あずさ監査法人と締結し、定期的監査のほか会計上の課題について適宜協議、確認し、適正な会計処理に努めております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

（業務を執行した公認会計士の氏名）

指定有限責任社員 業務執行社員 : 貞廣篤典、熊木幸雄

（会計監査業務に係る補助者の構成）

公認会計士13名、会計士補等21名、その他7名

へ 社外取締役との関係

社外取締役 4名

社外取締役は、当社のその他の取締役と人的関係を有しておりません。

社外取締役西名弘明氏は、オリックス(株)の取締役兼執行役員副会長であり、同社との関係は「第一部 企業情報 第1 企業の概況 4 関係会社の状況」、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」および「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7) 大株主の状況」に記載のとおりであります。社外取締役尾崎輝郎氏は(株)三菱東京UFJ銀行の社外取締役であり、当社は(株)三菱東京UFJ銀行から資金借入等を行っております。その他の社外取締役は、当社との間に特に利害関係はありません。社外取締役の株式保有状況については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に記載してあります。

社外取締役は、その経験を通じて培われたそれぞれの専門的な知識、経験を当社の経営に活かすために意見、助言する役割を果たしており、この役割を果たすことを選任における要件としております。また、社外取締役の当社からの独立性につきましては、過去または現在における当社および当社の特定関係事業者の業務執行者経験、過去における当社および当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産の受領および将来の受領予定、当社および当社の特定関係事業者の業務執行者と配偶者または三親等以内の親族関係のいずれにおいても事実関係のないことをもって、独立性の確保の判断としています。

なお、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間で会社法第423条第1項の取締役の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める限度額となります。

ト 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

チ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、今後、弾力的な配当等の実施を可能とするために、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとする旨を定款に定めております。

リ 株主総会および種類株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件、および会社法第324条第2項に定める種類株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会および種類株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会および種類株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

又 取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

ル 取締役および執行役の責任免除

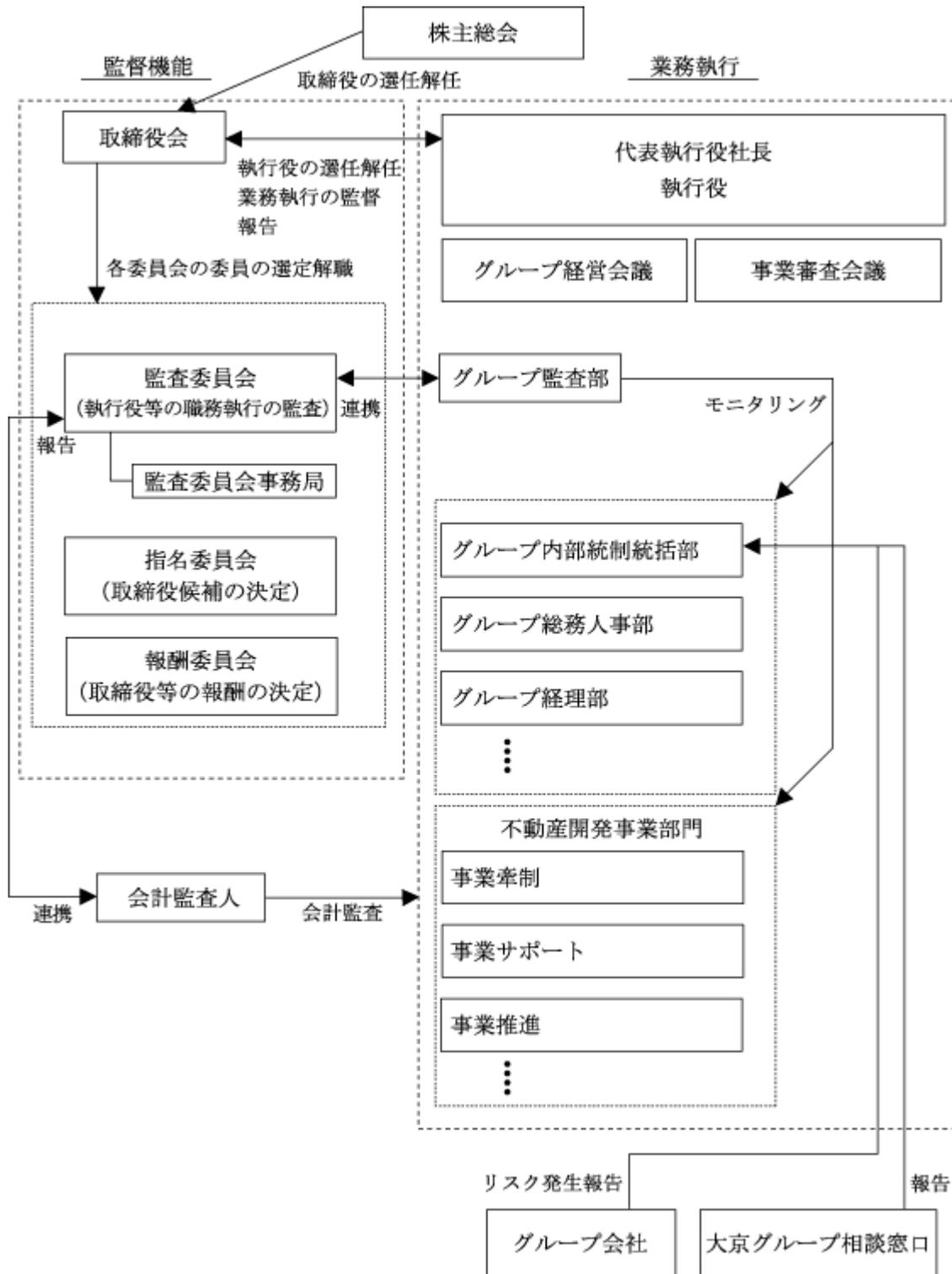
当社は、取締役および執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規程により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ヲ 議決権制限株式

当社は、自己資本の増強を図る一方、普通株式数の増加による希薄化を最大限抑制するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のない第1種優先株式、第2種優先株式、第4種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式を発行しております。

ただし、第1種優先株式については、期末配当において第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから期末配当において優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時まで、議決権を有するものとしております。

当社の業務執行・監督および内部統制の仕組みの模式図は、以下のとおりであります。



役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区分	人員数	固定報酬 (百万円)	業績連動型報酬 (百万円)	株価連動型報酬 (百万円)	合計 (百万円)
取締役(社内)	5名	8	0	-	9
取締役(社外)	5名	21	2	2	26
執行役	8名	144	13	20	178
合計	18名	174	16	22	214

- (注) 1 執行役兼務取締役4名の報酬は、取締役(社内)および執行役それぞれの報酬に区分して表示しております。なお、執行役兼務取締役の人員数は、取締役(社内)および執行役の双方に含めて記載しております。
- 2 株価連動型報酬については、当事業年度中における取締役(社外)4名のポイント式株価連動退職慰労引当金2百万円および執行役5名のポイント式株価連動退職慰労引当金9百万円を含んでおります。なお、当事業年度におけるポイント式株価連動退職慰労引当金は、当事業年度末日在任役員が保有する株式ポイントに、当事業年度末日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値平均を乗じて算出した金額から、前事業年度末日におけるポイント式株価連動退職慰労引当金について同様に算出した金額との差額を記載しております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 役員の報酬等の額の決定に関する方針

1 報酬体系

当社の取締役および執行役の報酬体系は、中長期的な株主価値の増大を達成するために、当期の業績のみならず、中長期的な成果も重視することとしており、これらを勘案し、報酬がインセンティブとして有効に機能することを方針としております。また、報酬額の決定にあたっては、従業員の給与水準および役員報酬の世間水準とのバランスを考慮し、同業他社と比較しても優位な人材を確保・維持できる水準としております。

2 報酬の構成

報酬は、固定報酬、業績連動型報酬および株価連動型報酬の3つから構成いたしております。

業績連動型報酬は、連結会社業績に応じて決定し、支給いたします。

株価連動型報酬は、毎月の固定報酬に上乘せし役員持株会への拠出金とするものおよびポイント式株価連動退職慰労金から構成いたしております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当する株式はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当する株式はありません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	145	143	2	-	1
非上場株式以外の株式	770	674	13	-	2

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	111	4	111	-
連結子会社	43	-	44	-
計	154	4	156	-

【その他重要な報酬の内容】

記載すべき事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレターの作成業務であります。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社の事業規模の観点から合理的監査日数等を総合的に勘案し決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表および事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う各種セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	92,548	97,679
受取手形及び売掛金	10,305	11,015
有価証券	1 30	1 3,054
販売用不動産	1 27,752	1 20,843
仕掛販売用不動産	1 108,700	1 89,656
開発用不動産	1 32,163	1 19,912
その他のたな卸資産	1,562	1,391
繰延税金資産	4,394	6,239
その他	8,574	1 8,139
貸倒引当金	73	38
流動資産合計	285,958	257,895
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,558	5,515
減価償却累計額	3,290	3,208
建物及び構築物（純額）	2,268	2,307
土地	9,338	9,329
その他	2,103	1,240
減価償却累計額	1,669	726
その他（純額）	434	514
有形固定資産合計	12,041	12,151
無形固定資産		
のれん	4 11,993	4 11,166
その他	1,261	1,352
無形固定資産合計	13,255	12,519
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 1,594	1 1,444
繰延税金資産	372	462
その他	1 6,299	1 6,056
貸倒引当金	437	267
投資その他の資産合計	7,829	7,695
固定資産合計	33,126	32,366
資産合計	319,085	290,261

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	38,845	5 40,599
短期借入金	1 40,411	1 24,121
コマーシャル・ペーパー	4,000	500
1年内償還予定の社債	13,000	10,000
未払法人税等	742	1,097
前受金	16,762	14,937
賞与引当金	1,364	1,561
役員賞与引当金	-	36
その他	13,930	12,895
流動負債合計	129,057	105,750
固定負債		
社債	10,000	-
長期借入金	1 72,786	1 56,298
退職給付引当金	3,617	3,863
役員退職慰労引当金	222	228
その他	6,679	6,491
固定負債合計	93,304	66,881
負債合計	222,362	172,632
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,171	41,171
資本剰余金	38,098	38,098
利益剰余金	18,631	39,580
自己株式	1,315	1,310
株主資本合計	96,586	117,540
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	171	126
為替換算調整勘定	34	37
その他の包括利益累計額合計	136	88
純資産合計	96,723	117,629
負債純資産合計	319,085	290,261

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収入	295,374	298,408
営業原価	¹ 255,958	¹ 251,985
売上総利益	39,415	46,423
販売費及び一般管理費	² 25,817	² 24,642
営業利益	13,597	21,781
営業外収益		
受取利息	37	39
受取配当金	43	17
仕入割引	51	80
違約金収入	151	108
ローン事務手数料	200	179
その他	379	366
営業外収益合計	864	791
営業外費用		
支払利息	2,694	2,379
借入手数料	332	402
その他	656	551
営業外費用合計	3,683	3,332
経常利益	10,779	19,240
特別利益		
固定資産売却益	³ 42	³ 2
投資有価証券売却益	128	-
関係会社株式売却益	-	2,175
貸倒引当金戻入額	58	-
特別利益合計	229	2,178
特別損失		
固定資産除却損	⁴ 94	⁴ 136
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	234	-
その他	31	3
特別損失合計	360	140
税金等調整前当期純利益	10,647	21,278
法人税、住民税及び事業税	1,135	1,470
法人税等調整額	240	1,979
法人税等合計	894	508
少数株主損益調整前当期純利益	9,752	21,787
当期純利益	9,752	21,787

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	9,752	21,787
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	26	44
為替換算調整勘定	2	3
その他の包括利益合計	29	47
包括利益	9,723	21,739
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,723	21,739
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	41,171	41,171
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	41,171	41,171
資本剰余金		
当期首残高	38,098	38,098
当期変動額		
自己株式の処分	0	3
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	3
当期変動額合計	-	-
当期末残高	38,098	38,098
利益剰余金		
当期首残高	9,243	18,631
当期変動額		
剰余金の配当	364	834
当期純利益	9,752	21,787
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	3
当期変動額合計	9,388	20,949
当期末残高	18,631	39,580
自己株式		
当期首残高	1,311	1,315
当期変動額		
自己株式の取得	4	1
自己株式の処分	0	6
当期変動額合計	3	4
当期末残高	1,315	1,310
株主資本合計		
当期首残高	87,201	96,586
当期変動額		
剰余金の配当	364	834
当期純利益	9,752	21,787
自己株式の取得	4	1
自己株式の処分	0	2
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-
当期変動額合計	9,384	20,954
当期末残高	96,586	117,540

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	197	171
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26	44
当期変動額合計	26	44
当期末残高	171	126
為替換算調整勘定		
当期首残高	31	34
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	3
当期変動額合計	2	3
当期末残高	34	37
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	165	136
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29	47
当期変動額合計	29	47
当期末残高	136	88
純資産合計		
当期首残高	87,367	96,723
当期変動額		
剰余金の配当	364	834
当期純利益	9,752	21,787
自己株式の取得	4	1
自己株式の処分	0	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29	47
当期変動額合計	9,355	20,906
当期末残高	96,723	117,629

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,647	21,278
減価償却費	554	640
貸倒引当金の増減額（ は減少）	292	194
のれん償却額	827	827
受取利息及び受取配当金	81	56
支払利息	2,694	2,379
投資有価証券売却損益（ は益）	128	-
関係会社株式売却損益（ は益）	-	2,175
固定資産除売却損益（ は益）	61	134
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	234	-
売上債権の増減額（ は増加）	1,154	1,709
前受金の増減額（ は減少）	6,162	1,794
たな卸不動産の増減額（ は増加）	40,503	38,480
仕入債務の増減額（ は減少）	7,251	3,247
預り金の増減額（ は減少）	395	321
その他	348	937
小計	52,031	59,797
利息及び配当金の受取額	80	56
利息の支払額	2,686	2,380
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	1,009	808
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,416	56,666
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	515	1,058
有形及び無形固定資産の売却による収入	413	5
有価証券の売却及び償還による収入	140	30
投資有価証券の取得による支出	549	1
投資有価証券の売却及び償還による収入	382	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	2,709
その他	23	75
投資活動によるキャッシュ・フロー	152	1,608
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	505	893
コマーシャル・ペーパーの純増減額（ は減少）	4,000	3,500
長期借入れによる収入	33,336	31,084
長期借入金の返済による支出	49,836	62,967
社債の発行による収入	9,925	-
社債の償還による支出	17,500	13,000
配当金の支払額	365	834
その他	26	39
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,971	50,150
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	3
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	27,289	8,120
現金及び現金同等物の期首残高	65,245	92,534
現金及び現金同等物の期末残高	92,534	100,654

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略していません。

なお、前連結会計年度まで連結子会社を含めておりました(株)扶桑エンジニアリングは、所有株式を売却したことにより子会社でなくなったため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、営業収入、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 - 社

(2) 主要な持分法非適用会社の名称

主要な持分法非適用会社はありません。

(3) 持分法非適用会社について持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に与える影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾大京股? 有限公司の決算日は12月31日であります。

なお、連結財務諸表の作成にあたりましては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

販売用不動産、仕掛販売用不動産、開発用不動産およびその他のたな卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

主として定率法

ただし、建物（建物附属設備を含む。）については、一部を除き定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額基準方式により計上しております。

役員賞与引当金

役員への賞与支給に充てるため、支給見込額基準方式により計上しております。

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しておりますが、過去勤務債務は、主として発生時に一括処理しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～8年）による定額法により、それぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く。）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、14～20年間で均等償却しております。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんは、20年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)および「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

これにより、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、優先株式の転換価格が期中に修正された場合には、その修正を反映して普通株式増加数を算定する方法に変更しております。

なお、前連結会計年度においては、優先株式の転換価格の修正は行われていないため、これによる影響はありません。

【表示方法の変更】

(連結損益計算書)

1 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「仕入割引」については、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた431百万円は、「仕入割引」51百万円、「その他」379百万円として組み替えております。

2 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「借入手数料」については、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた988百万円は、「借入手数料」332百万円、「その他」656百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

1 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「預り保証金の増減額(は減少)」については、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「預り保証金の増減額(は減少)」に表示していた447百万円は、「その他」として組み替えております。

2 前連結会計年度において区分掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」、「無形固定資産の取得による支出」および「有形固定資産の売却による収入」については、重要性が乏しいため、当連結会計年度よりそれぞれ「有形及び無形固定資産の取得による支出」および「有形及び無形固定資産の売却による収入」と表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」に表示していた177百万円、「無形固定資産の取得による支出」に表示していた337百万円および「有形固定資産の売却による収入」に表示していた413百万円は、それぞれ「有形及び無形固定資産の取得による支出」515百万円および「有形及び無形固定資産の売却による収入」413百万円として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 これらの資産のうち担保に供している資産と担保付債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
販売用不動産	7,782	1,115
仕掛販売用不動産	86,883	43,841
開発用不動産	22,226	7,216
その他(投資その他の資産)	1,352	1,352
計	118,245	53,525

(2) 担保付債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
短期借入金	28,164	15,442
長期借入金	63,734	29,227
計	91,898	44,670

なお、前連結会計年度の仕掛販売用不動産のうち、2,594百万円については担保提供および資産譲渡等に一定の制限条項が設定されており、当該資産に対する債務は1,040百万円であります。

また、上記以外に住宅瑕疵担保履行法に基づく保証供託金および営業保証供託金として差し入れている資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
有価証券	30	50
その他(流動資産)	-	5
投資有価証券	107	52
その他(投資その他の資産)	521	625

2 非連結子会社および関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
投資有価証券(株式)	3	-

3 保証債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関および住宅金融専門会社等に対する連帯保証債務	43,028	42,464

4 のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
のれん	12,563	11,697
負ののれん	570	530
差引	11,993	11,166

5 連結会計年度末日満期手形の処理

連結会計年度末日満期手形は手形交換日をもって決済処理をしております。従って、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、連結会計年度末日満期手形が以下の科目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
支払手形	-	3,084

(連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	百万円	百万円
営業原価	8,184	1,533

2 販売費及び一般管理費の主要な費目は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	百万円	百万円
広告宣伝費	5,467	5,097
支払手数料	1,953	2,048
給料手当及び賞与	8,421	7,861
賞与引当金繰入額	458	517
役員賞与引当金繰入額	-	36
退職給付費用	884	726
役員退職慰労引当金繰入額	49	38

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	百万円	百万円
建物及び構築物	2	2
土地	44	0
その他	-	0
計	42	2

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	百万円	百万円
建物及び構築物	57	64
その他	36	72
計	94	136

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	百万円
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	88
組替調整額	2
税効果調整前	86
税効果額	41
その他有価証券評価差額金	44
為替換算調整勘定	
当期発生額	3
その他の包括利益合計	47

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	445,337,738	-	-	445,337,738
第1種優先株式	10,000,000	-	-	10,000,000
第2種優先株式	11,250,000	-	-	11,250,000
第4種優先株式	18,750,000	-	-	18,750,000
第7種優先株式	25,000,000	-	-	25,000,000
第8種優先株式	23,598,144	-	-	23,598,144
合計	533,935,882	-	-	533,935,882
自己株式				
普通株式	3,363,229	27,394	2,105	3,388,518
合計	3,363,229	27,394	2,105	3,388,518

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加27,394株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少2,105株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月12日 取締役会	第1種優先株式	100	10.08	平成22年3月31日	平成22年6月4日
	第2種優先株式	113			
	第4種優先株式	150	8.00		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月11日 取締役会	第1種優先株式	利益剰余金	93	9.328	平成23年3月31日	平成23年6月3日
	第2種優先株式		104			
	第4種優先株式		150	8.00		
	第7種優先株式		250	10.00		
	第8種優先株式		235			

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	445,337,738	-	-	445,337,738
第1種優先株式	10,000,000	-	-	10,000,000
第2種優先株式	11,250,000	-	-	11,250,000
第4種優先株式	18,750,000	-	-	18,750,000
第7種優先株式	25,000,000	-	-	25,000,000
第8種優先株式	23,598,144	-	-	23,598,144
合計	533,935,882	-	-	533,935,882
自己株式				
普通株式	3,388,518	8,798	16,424	3,380,892
合計	3,388,518	8,798	16,424	3,380,892

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加8,798株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少16,424株は、役員退職慰労金内規に基づく退任取締役に対する譲渡15,800株、単元未満株式の売渡し624株であります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 5月11日 取締役会	第1種優先株式	93	9.328	平成23年 3月31日	平成23年 6月 3日
	第2種優先株式	104			
	第4種優先株式	150	8.00		
	第7種優先株式	250	10.00		
	第8種優先株式	235			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,104	2.50	平成24年 3月31日	平成24年 6月22日
	第1種優先株式		88	8.88		
	第2種優先株式		99			
	第4種優先株式		150	8.00		
	第7種優先株式		250	10.00		
	第8種優先株式		235			

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び預金勘定	92,548	97,679
預金期間が3ヵ月を超える定期預金	14	24
取得日から3ヵ月以内に償還期限の 到来する有価証券	-	2,999
現金及び現金同等物	92,534	100,654

- 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却により(株)扶桑エンジニアリングが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産および負債の内訳ならびに当該会社株式の売却価額と売却による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

	百万円
流動資産	2,841
固定資産	358
資産合計	3,200
流動負債	1,670
固定負債	169
負債合計	1,839
関係会社株式売却益	2,175
株式売却価額(売却手数料控除後)	3,536
現金及び現金同等物	827
差引: 株式売却による収入	2,709

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、通信機器(工具、器具及び備品)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
有形固定資産その他 (車両運搬具)	3	2	0
有形固定資産その他 (工具、器具及び備品)	418	350	68
無形固定資産その他 (ソフトウェア)	148	105	42
合計	569	458	111

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
有形固定資産その他 (車両運搬具)	3	2	0
有形固定資産その他 (工具、器具及び備品)	113	102	10
無形固定資産その他 (ソフトウェア)	15	13	1
合計	131	119	12

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内	86	12
1年超	25	-
合計	111	12

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	百万円	百万円
支払リース料	171	78
減価償却費相当額	171	78

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内	704	1,170
1年超	3,967	5,129
合計	4,672	6,299

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内	531	531
1年超	4,341	3,809
合計	4,873	4,341

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にマンション事業を行うために必要な資金を金融機関からの借入や社債発行等により調達しております。また、一時的な余資については安全性の高い金融商品で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客および取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収遅延債権について定期的な報告を求め、回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。

有価証券および投資有価証券は主に満期保有目的の債券および事業において関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は主にマンション事業に係る資金調達であります。

これら営業債務、借入金および社債は、流動性リスクを伴っておりますが、当社グループでは、資金繰計画を作成、適宜見直すことにより、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2 参照）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	92,548	92,548	-
(2) 受取手形及び売掛金	10,305		
貸倒引当金（ ）	45		
	10,260	10,260	-
(3) 有価証券および投資有価証券			
満期保有目的の債券	156	159	2
その他有価証券	791	791	-
資産計	103,756	103,759	2
(1) 支払手形及び買掛金	38,845	38,841	4
(2) 短期借入金	40,411	40,404	6
(3) コマーシャル・ペーパー	4,000	4,000	-
(4) 1年内償還予定の社債	13,000	12,944	55
(5) 社債	10,000	9,991	8
(6) 長期借入金	72,786	72,732	53
負債計	179,042	178,914	128

（ ）受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	97,679	97,679	-
(2) 受取手形及び売掛金	11,015		
貸倒引当金()	29		
	10,986	10,986	-
(3) 有価証券および投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,126	3,129	2
その他有価証券	704	704	-
資産計	112,496	112,499	2
(1) 支払手形及び買掛金	40,599	40,599	-
(2) 短期借入金	24,121	24,112	9
(3) コマーシャル・ペーパー	500	500	-
(4) 1年内償還予定の社債	10,000	9,998	2
(5) 社債	-	-	-
(6) 長期借入金	56,298	56,192	106
負債計	131,519	131,402	117

() 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格および業界団体が公表する売買参考統計値によっております。ただし、短期社債については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 支払手形及び買掛金および(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、これらのうち、決済日が決算日後1年超のものについては、その将来キャッシュ・フローを当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値によっております。

(2) 短期借入金および(6) 長期借入金

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の新規借入において想定される利率で割引いた現在価値によっております。

(4) 1年内償還予定の社債および(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	177	173
匿名組合出資金	499	495

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	92,548	-	-	-
受取手形及び売掛金	10,305	-	-	-
有価証券および投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	30	125	5	-
計	102,884	125	5	-

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	97,679	-	-	-
受取手形及び売掛金	11,015	-	-	-
有価証券および投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	55	75	-	-
短期社債	3,000	-	-	-
計	111,750	75	-	-

(注) 4 社債および長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後の返済予定額については、連結附属明細表「社債明細表」および「借入金等明細表」をご参照ください。

[次へ](#)

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
国債・地方債等	156	159	2
合計	156	159	2

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
国債・地方債等	127	129	2
小計	127	129	2
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
短期社債	2,999	2,999	-
小計	2,999	2,999	-
合計	3,126	3,129	2

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	770	504	266
小計	770	504	266
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	21	24	3
小計	21	24	3
合計	791	528	262

当連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	704	528	176
合計	704	528	176

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

区分	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	382	128	-
合計	382	128	-

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)および当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社および主な国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度等を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務	9,136	9,284
(2) 年金資産	3,300	3,603
(3) 未積立退職給付債務((1)+(2))	5,835	5,681
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	434	326
(5) 未認識数理計算上の差異	2,045	1,704
(6) 未認識過去勤務債務	53	52
(7) 連結貸借対照表計上額純額((3)+(4)+(5)+(6))	3,408	3,703
(8) 前払年金費用	208	159
(9) 退職給付引当金((7)-(8))	3,617	3,863

(注)一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(1) 勤務費用	634	561
(2) 利息費用	171	162
(3) 期待運用収益	71	98
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	108	108
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	548	366
(6) 過去勤務債務の費用処理額	12	93
(7) 退職給付費用((1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6))	1,378	1,006
(8) その他	242	318
(9) 計((7)+(8))	1,621	1,325

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上しております。

2 「(8) その他」は、確定拠出年金制度への掛金支払額等であります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2) 割引率	1.8%	1.8%
(3) 期待運用収益率	3.0%	3.0%
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	主に発生時に一括処理	主に発生時に一括処理
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5年～8年	5年～8年
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	15年	15年

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)および当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション								
付与対象者の区分及び人数	<table> <tr> <td>当社の取締役および執行役</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>当社使用人</td> <td>550名</td> </tr> <tr> <td>当社子会社等の取締役および監査役</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>当社子会社等使用人</td> <td>348名</td> </tr> </table>	当社の取締役および執行役	12名	当社使用人	550名	当社子会社等の取締役および監査役	20名	当社子会社等使用人	348名
当社の取締役および執行役	12名								
当社使用人	550名								
当社子会社等の取締役および監査役	20名								
当社子会社等使用人	348名								
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)1	普通株式 5,466,000株								
付与日	平成17年8月12日								
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。								
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。								
権利行使期間	平成19年6月29日から平成27年6月28日まで (注)2								

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権の行使の条件については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(注)4」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年3月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

		平成17年ストック・オプション
権利確定前		
期首	(株)	-
付与	(株)	-
失効	(株)	-
権利確定	(株)	-
未確定残	(株)	-
権利確定後		
期首	(株)	3,992,000
権利確定	(株)	-
権利行使	(株)	-
失効	(株)	83,000
未行使残	(株)	3,909,000

単価情報

		平成17年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	387
行使時平均株価	(円)	-
付与日における公正な評価単価	(円)	-

3 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
繰延税金資産		
減損損失	3,603	3,147
退職給付引当金	1,431	1,352
繰越欠損金	62,036	28,863
その他	2,700	2,110
繰延税金資産小計	69,772	35,473
評価性引当額	64,797	28,602
繰延税金資産合計	4,975	6,871
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	93	48
その他	136	121
繰延税金負債合計	230	169
繰延税金資産の純額	4,745	6,701

なお、前連結会計年度および当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
流動資産 - 繰延税金資産	4,394	6,239
固定資産 - 繰延税金資産	372	462
固定負債 - その他	21	0

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	%	%
法定実効税率 (調整)	40.7	40.7
交際費等永久に損金に参入されない項目	0.6	0.4
住民税均等割	1.0	0.5
のれん償却額	3.2	1.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	7.9
連結納税に係る投資簿価修正	-	0.9
連結納税による影響額	1.5	0.9
評価性引当額	35.8	53.6
その他	0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.4	2.4

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80に相当する額を控除限度額とすることとなりました。

これらの変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が1,684百万円減少し、法人税等調整額が1,691百万円、その他有価証券評価差額金が6百万円それぞれ増加しております。

[前△](#) [次△](#)

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)および当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)および当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、商品・サービス別に事業活動を行うグループ各社で構成されており、グループ各社は取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、グループ各社を基礎とした商品・サービス別の事業セグメントから構成されており、「不動産開発事業」、「不動産管理事業」および「不動産流通事業」の3つを報告セグメントとしております。

「不動産開発事業」は、マンションの開発・分譲およびそれに附帯する事業を行っております。「不動産管理事業」は、マンション・ビル等の管理および修繕工事等の請負ならびにマンションの入居者向けサービス等を行っております。「不動産流通事業」は、不動産の売買仲介および買取販売ならびにマンション・ビル等の賃貸・賃貸管理を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。セグメント間の内部売上高および振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産開発 事業	不動産管理 事業	不動産流通 事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	168,046	102,553	20,144	4,630	-	295,374
セグメント間の内部売上高 又は振替高	313	1,193	73	778	2,359	-
計	168,360	103,746	20,218	5,408	2,359	295,374
セグメント利益	6,616	7,868	208	480	1,576	13,597
セグメント資産	274,536	43,461	15,096	2,954	16,964	319,085
その他の項目						
減価償却費	205	268	68	11	-	554
のれんの償却額	45	691	90	-	-	827
支払利息	2,879	0	100	0	286	2,694
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	352	542	200	7	-	1,102

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エンジニアリング事業を含んでおります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 1,576百万円には、セグメント間取引消去 56百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 1,519百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額 16,964百万円には、セグメント間取引消去 17,834百万円および各報告セグメントに配分していない全社資産869百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（預金および有価証券）、投資資金（投資有価証券）等であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産開発 事業	不動産管理 事業	不動産流通 事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	164,809	110,490	20,534	2,574	-	298,408
セグメント間の内部売上高 又は振替高	267	939	51	434	1,693	-
計	165,076	111,430	20,586	3,009	1,693	298,408
セグメント利益又は損失（ ）	15,787	8,209	450	329	2,094	21,781
セグメント資産	246,197	46,052	13,158	-	15,147	290,261
その他の項目						
減価償却費	251	303	80	8	2	640
のれんの償却額	45	691	90	-	-	827
支払利息	2,634	0	50	0	306	2,379
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	409	725	175	1	36	1,275

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、立体駐車装置事業を含んでおります。なお、同事業を行っていた(株)扶桑エンジニアリングは、平成24年1月4日付で所有株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失（ ）の調整額 2,094百万円には、セグメント間取引消去 54百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 2,040百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額 15,147百万円には、セグメント間取引消去 18,919百万円および各報告セグメントに配分していない全社資産3,772百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（預金および有価証券）、投資資金（投資有価証券）等であります。

3 セグメント利益又は損失（ ）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）および当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産開発 事業	不動産管理 事業	不動産流通 事業	その他	全社・消去	合計
（のれん）						
当期償却額	58	715	93	-	-	866
当期末残高	755	10,349	1,458	-	-	12,563
（負ののれん）						
当期償却額	12	24	3	-	-	39
当期末残高	195	342	32	-	-	570

（注）負ののれんおよび負ののれん償却額は、連結財務諸表上はのれんおよびのれん償却額とそれぞれ相殺しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産開発 事業	不動産管理 事業	不動産流通 事業	その他	全社・消去	合計
（のれん）						
当期償却額	58	715	93	-	-	866
当期末残高	697	9,633	1,365	-	-	11,697
（負ののれん）						
当期償却額	12	24	3	-	-	39
当期末残高	183	318	28	-	-	530

（注）負ののれんおよび負ののれん償却額は、連結財務諸表上はのれんおよびのれん償却額とそれぞれ相殺しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）および当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）および当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	136円78銭	184円10銭
1株当たり当期純利益金額	20円18銭	47円43銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	11円45銭	25円59銭

（注）1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（百万円）	9,752	21,787
普通株主に帰属しない金額 （うち、優先配当額）（百万円）	834 (834)	824 (824)
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,918	20,962
普通株式の期中平均株式数（株）	441,962,796	441,955,224
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 （うち、優先配当額）（百万円）	834 (834)	824 (824)
普通株式増加数 （うち、優先株式）（株）	409,581,563 (409,581,563)	409,581,563 (409,581,563)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権（注）1 3,992個 （普通株式 3,992千株）	新株予約権（注）2 3,909個 （普通株式 3,909千株）

（注）1 平成17年6月28日付株主総会の特別決議に基づく新株予約権3,992個（普通株式3,992千株）であります。

2 平成17年6月28日付株主総会の特別決議に基づく新株予約権3,909個（普通株式3,909千株）であります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
提出会社	第2回無担保普通社債	平成19年3月12日	13,000	-	1.88	無担保	平成24年3月12日
同上	第4回無担保普通社債	平成22年9月22日	5,000	5,000 (5,000)	3.17	同上	平成24年9月21日
同上	第5回無担保普通社債	平成23年2月4日	5,000	5,000 (5,000)	2.42	同上	平成25年2月4日
合計			23,000	10,000 (10,000)	-		

(注) 1 当期末残高の()内は内書きであり、1年以内の償還予定額であります。

2 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
10,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,943	2,050	1.18	
1年以内に返済予定の長期借入金	37,468	22,071	1.81	
1年以内に返済予定のリース債務	29	36	3.17	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	72,786	56,298	1.66	平成25年4月30日～ 平成27年11月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	77	75	3.37	平成25年4月20日～ 平成30年3月31日
その他の有利子負債 コマーシャル・ペーパー (1年以内)	4,000	500	0.51	
合計	117,304	81,032	-	

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	35,116	14,772	6,410	-
リース債務	27	22	18	6

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収入 (百万円)	47,009	117,352	187,213	298,408
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	2,228	4,269	6,784	21,278
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	3,736	9,193	8,651	21,787
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	8.46	20.80	19.57	47.43

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額() (円)	8.46	12.35	1.23	27.86

2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,420	86,122
売掛金	39	151
有価証券	-	1 3,004
販売用不動産	1 21,682	1 17,180
仕掛販売用不動産	1 108,700	1 89,668
開発用不動産	1 32,161	1 19,912
未成工事支出金	-	20
前渡金	510	235
前払費用	3,462	3,806
繰延税金資産	3,420	5,171
未収入金	3,995	3 3,966
その他	3,858	1,964
貸倒引当金	42	6
流動資産合計	258,211	231,199
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,204	4,310
減価償却累計額	2,537	2,577
建物（純額）	1,666	1,732
構築物	42	44
減価償却累計額	29	29
構築物（純額）	12	14
機械及び装置	35	35
減価償却累計額	33	33
機械及び装置（純額）	1	1
工具、器具及び備品	499	519
減価償却累計額	319	249
工具、器具及び備品（純額）	179	269
土地	9,204	9,204
リース資産	43	60
減価償却累計額	15	26
リース資産（純額）	27	34
有形固定資産合計	11,093	11,256
無形固定資産		
のれん	560	514
ソフトウェア	352	295
その他	107	108
無形固定資産合計	1,019	918

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1 1,490	1 1,385
関係会社株式	25,389	25,229
従業員に対する長期貸付金	58	42
関係会社長期貸付金	-	1,680
破産更生債権等	278	135
長期前払費用	490	267
繰延税金資産	401	5
その他	1 2,895	1 2,984
貸倒引当金	277	138
投資損失引当金	3,783	4,071
投資その他の資産合計	26,945	27,520
固定資産合計	39,058	39,695
資産合計	297,269	270,894
負債の部		
流動負債		
支払手形	25,934	4 27,524
買掛金	325	344
工事未払金	4,053	4,116
短期借入金	1, 3 14,903	1, 3 14,750
1年内返済予定の長期借入金	1 36,928	1 22,071
1年内償還予定の社債	13,000	10,000
コマーシャル・ペーパー	4,000	500
リース債務	8	11
未払金	1,155	794
未払費用	2,403	2,186
未払法人税等	131	199
前受金	14,818	13,228
預り金	4,171	3,899
賞与引当金	461	518
役員賞与引当金	-	16
資産除去債務	31	-
その他	323	25
流動負債合計	122,650	100,188
固定負債		
社債	10,000	-
長期借入金	1 71,996	1 56,298
リース債務	20	25
退職給付引当金	1,878	2,099
役員退職慰労引当金	118	128
資産除去債務	54	115
その他	548	821
固定負債合計	84,617	59,489
負債合計	207,268	159,677

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,171	41,171
資本剰余金		
資本準備金	33,462	33,462
資本剰余金合計	33,462	33,462
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	16,507	37,767
利益剰余金合計	16,507	37,767
自己株式	1,315	1,310
株主資本合計	89,826	111,091
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	174	126
評価・換算差額等合計	174	126
純資産合計	90,000	111,217
負債純資産合計	297,269	270,894

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収入		
不動産売上高	165,695	162,996
完成工事高	-	185
賃貸収入	774	316
その他の事業収入	1,890	1,578
営業収入合計	168,360	165,076
営業原価		
不動産売上原価	¹ 144,680	¹ 134,028
完成工事原価	-	167
賃貸原価	255	75
その他の原価	35	8
営業原価合計	144,971	134,279
売上総利益	23,388	30,796
販売費及び一般管理費	² 18,283	² 17,045
営業利益	5,105	13,751
営業外収益		
受取利息	112	59
受取配当金	³ 5,224	³ 4,315
その他	678	633
営業外収益合計	6,015	5,008
営業外費用		
支払利息	2,381	2,098
社債利息	467	511
借入手数料	329	389
その他	536	486
営業外費用合計	3,714	3,486
経常利益	7,406	15,273
特別利益		
投資有価証券売却益	118	-
関係会社株式売却益	-	3,376
貸倒引当金戻入額	87	-
その他	11	2
特別利益合計	217	3,379
特別損失		
固定資産除却損	⁴ 41	⁴ 47
投資損失引当金繰入額	201	288
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	25	-
その他	22	3
特別損失合計	291	338
税引前当期純利益	7,332	18,313
法人税、住民税及び事業税	2,435	2,474
法人税等調整額	1,011	1,310
法人税等合計	3,446	3,784
当期純利益	10,778	22,098

【営業原価明細書】

不動産売上原価明細書

区分	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
用地費	48,638	33.6	50,181	37.4
外注費	77,203	53.4	77,012	57.5
労務費	2,352	1.6	2,297	1.7
経費	5,122	3.5	4,126	3.1
購入販売用不動産	11,363	7.9	410	0.3
不動産売上原価	144,680	100.0	134,028	100.0

- (注) 1 原価計算の方法は、プロジェクト別原価計算によっております。
 2 購入販売用不動産は、一括仕入等による土地付マンションの販売原価であります。
 3 上記金額には、収益性の低下による簿価切下額(前事業年度7,198百万円、当事業年度1,458百万円)が含まれております。

完成工事原価明細書

区分	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
外注費	-	-	156	93.5
労務費	-	-	2	1.4
経費	-	-	8	5.1
完成工事原価	-	-	167	100.0

- (注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

賃貸原価明細書

区分	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
経費				
租税公課	53		35	
水道光熱費	55		6	
維持管理費	56		10	
減価償却費	6		4	
賃借料	46		8	
その他	37	255	10	75
賃貸原価		255		75
		100.0		100.0

その他の原価明細書

区分	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
仕入	35	98.4	8	98.7
その他	0	1.6	0	1.3
その他の原価	35	100.0	8	100.0

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	41,171	41,171
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	41,171	41,171
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	33,462	33,462
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	33,462	33,462
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の処分	0	3
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	3
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
当期首残高	33,462	33,462
当期変動額		
自己株式の処分	0	3
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	3
当期変動額合計	-	-
当期末残高	33,462	33,462
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,093	16,507
当期変動額		
剰余金の配当	364	834
当期純利益	10,778	22,098
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	3
当期変動額合計	10,413	21,259
当期末残高	16,507	37,767
利益剰余金合計		
当期首残高	6,093	16,507
当期変動額		
剰余金の配当	364	834
当期純利益	10,778	22,098
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	3
当期変動額合計	10,413	21,259
当期末残高	16,507	37,767

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
自己株式		
当期首残高	1,311	1,315
当期変動額		
自己株式の取得	4	1
自己株式の処分	0	6
当期変動額合計	3	4
当期末残高	1,315	1,310
株主資本合計		
当期首残高	79,415	89,826
当期変動額		
剰余金の配当	364	834
当期純利益	10,778	22,098
自己株式の取得	4	1
自己株式の処分	0	2
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-
当期変動額合計	10,410	21,264
当期末残高	89,826	111,091
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	191	174
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	48
当期変動額合計	16	48
当期末残高	174	126
評価・換算差額等合計		
当期首残高	191	174
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	48
当期変動額合計	16	48
当期末残高	174	126
純資産合計		
当期首残高	79,606	90,000
当期変動額		
剰余金の配当	364	834
当期純利益	10,778	22,098
自己株式の取得	4	1
自己株式の処分	0	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	48
当期変動額合計	10,394	21,216
当期末残高	90,000	111,217

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 販売用不動産、仕掛販売用不動産、開発用不動産および未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法

ただし、建物（建物附属設備を含む。）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 投資その他の資産（長期前払費用およびその他）

均等償却

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額基準方式により計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員への賞与支給に充てるため、支給見込額基準方式により計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しておりますが、過去勤務債務は、発生時に一括処理をしております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等のうち、固定資産に係るものは投資その他の資産「その他」に計上し（5年均等償却）、その他は当事業年度の期間費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年間で均等償却しております。

なお、平成22年4月1日に行われた企業結合等により発生した負ののれんは、20年間で均等償却しております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)および「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

これにより、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、優先株式の転換価格が期中に修正された場合には、その修正を反映して普通株式増加数を算定する方法に変更しております。

なお、前事業年度においては、優先株式の転換価格の修正は行われていないため、これによる影響はありません。

【表示方法の変更】

(損益計算書)

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「借入手数料」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた866百万円は、「借入手数料」329百万円、「その他」536百万円として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 これらの資産のうち担保に供している資産と担保付債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
販売用不動産	3,676	1,115
仕掛販売用不動産	86,883	43,841
開発用不動産	22,226	7,216
その他(投資その他の資産)	1,349	1,349
計	114,136	53,522

(2) 担保付債務

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
短期借入金	1,643	400
1年内返済予定の長期借入金	25,981	15,042
長期借入金	62,944	29,227
計	90,568	44,670

なお、前事業年度の仕掛販売用不動産のうち、2,594百万円については担保提供および資産譲渡等に一定の制限条項が設定されており、当該資産に対する債務は1,040百万円であります。

また、上記以外に住宅瑕疵担保履行法に基づく保証供託金および営業保証供託金として差し入れている資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
有価証券	-	5
投資有価証券	62	52
その他(投資その他の資産)	379	458

2 保証債務

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関および住宅金融専門会社等に対する連帯保証債務	42,854	42,178

3 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
未収入金	-	2,751
短期借入金	11,960	12,700

なお、前事業年度において上記以外に関係会社に対する資産の合計額が、資産の総額の100分の1を超えており、その金額は4,690百万円であります。

4 事業年度末日満期手形の処理

事業年度末日満期手形は手形交換日をもって決済処理をしております。従って、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、事業年度末日満期手形が以下の科目に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
支払手形	-	3,084

(損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	百万円	百万円
不動産売上原価	7,198	1,458

2 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額ならびにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	百万円	百万円
広告宣伝費	5,522	5,019
支払手数料	1,610	1,712
給料手当及び賞与	6,893	6,429
賞与引当金繰入額	364	422
役員賞与引当金繰入額	-	16
退職給付費用	753	591
役員退職慰労引当金繰入額	25	16
法定福利及び厚生費	1,317	1,378
賃借料	848	887
減価償却費	182	228
業務受託料	2,364	2,349
おおよその割合		
販売費	81%	76%
一般管理費	19%	24%

3 関係会社との取引

関係会社との取引によるものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	百万円	百万円
受取配当金	5,200	4,300

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	百万円	百万円
建物	32	21
その他	9	26
計	41	47

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	3,363,229	27,394	2,105	3,388,518

- (注) 1 普通株式の株式数の増加27,394株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2 普通株式の株式数の減少2,105株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	3,388,518	8,798	16,424	3,380,892

- (注) 1 普通株式の株式数の増加8,798株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2 普通株式の株式数の減少16,424株は、役員退職慰労金内規に基づく退任取締役に対する譲渡15,800株、単元未満株式の売渡し624株であります。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、通信機器(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具、器具及び備品	250	213	37
ソフトウェア	10	6	3
合計	260	219	41

	当事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具、器具及び備品	46	40	6
ソフトウェア	10	8	1
合計	56	48	7

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内	32	7
1年超	8	-
合計	41	7

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	百万円	百万円
支払リース料	82	31
減価償却費相当額	82	31

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内	210	677
1年超	2	1,657
合計	212	2,335

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内	106	390
1年超	-	1,124
合計	106	1,515

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 25,389百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 25,229百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	百万円	百万円
繰延税金資産		
減損損失	3,603	3,147
投資損失引当金	1,539	1,460
退職給付引当金	764	751
繰越欠損金	58,269	27,204
その他	898	522
繰延税金資産小計	65,075	33,087
評価性引当額	61,105	27,819
繰延税金資産合計	3,969	5,268
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	91	46
その他	57	45
繰延税金負債合計	148	91
繰延税金資産の純額	3,821	5,176

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	%	%
法定実効税率	40.7	40.7
(調整)		
交際費等永久に損金に参入されない項目	0.4	0.2
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	28.8	9.6
住民税均等割	0.3	0.1
のれん償却額	0.3	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	8.4
連結納税に係る投資簿価修正	-	1.6
連結納税による影響額	2.4	1.0
評価性引当額	57.4	58.1
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.0	20.7

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80に相当する額を控除限度額とすることとなりました。

これらの変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が1,534百万円減少し、法人税等調整額が1,541百万円、その他有価証券評価差額金が6百万円それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）および当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[次へ](#)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	121円57銭	169円59銭
1株当たり当期純利益金額	22円50銭	48円13銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	12円66銭	25円95銭

(注) 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (百万円)	10,778	22,098
普通株主に帰属しない金額 (うち、優先配当額) (百万円)	834 (834)	824 (824)
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	9,944	21,273
普通株式の期中平均株式数 (株)	441,962,796	441,955,224
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (うち、優先配当額) (百万円)	834 (834)	824 (824)
普通株式増加数 (株) (うち、優先株式)	409,581,563 (409,581,563)	409,581,563 (409,581,563)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(注)1 3,992個 (普通株式 3,992千株)	新株予約権(注)2 3,909個 (普通株式 3,909千株)

(注) 1 平成17年6月28日付株主総会の特別決議に基づく新株予約権3,992個(普通株式3,992千株)であります。

2 平成17年6月28日付株主総会の特別決議に基づく新株予約権3,909個(普通株式3,909千株)であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	タカラスタダード(株)	506,000	309
		MS & ADインシュアランスグループホールディングス(株)	116,800	198
		大末建設(株)	2,398,000	153
		オリックス電力(株)	960	48
		住宅産業信用保証(株)	4,020	40
		不動産信用保証(株)	1,500	15
		東京湾横断道路(株)	240	12
		西日本住宅産業信用保証(株)	1,000	10
		(株)琉球銀行	6,400	7
		(株)幕張メッセ	130	6
		その他(6銘柄)	18,267	17
計		3,053,317	818	

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	満期保有目的の債券	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)短期社債	3,000	2,999
		第69回利付国債	5	5
		小計	3,005	3,004
投資有価証券	満期保有目的の債券	第270回分離元本国債	70	67
		第283回分離元本国債	5	4
		小計	75	72
計		3,080	3,076	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(匿名組合出資金)	
		合同会社ジェイ・エル・ケイ	-
計		-	495

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	-	-	-	4,310	2,577	75	1,732
構築物	-	-	-	44	29	0	14
機械及び装置	-	-	-	35	33	0	1
工具、器具及び備品	-	-	-	519	249	51	269
土地	-	-	-	9,204	-	-	9,204
リース資産	-	-	-	60	26	11	34
有形固定資産計	-	-	-	14,173	2,917	140	11,256
無形固定資産							
のれん	-	-	-	656	141	45	514
ソフトウェア	-	-	-	541	245	111	295
その他	-	-	-	109	0	0	108
無形固定資産計	-	-	-	1,306	388	157	918
長期前払費用	1,001	168	86	1,083	816	391	267

- (注) 1 有形固定資産の当該事業年度における増加額および減少額がいずれも当該事業年度末における有形固定資産の総額の5%以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」および「当期減少額」の記載を省略しております。
- 2 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」および「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	320	10	141	44	145
投資損失引当金	3,783	338	-	50	4,071
賞与引当金	461	518	461	-	518
役員賞与引当金	-	16	-	-	16
役員退職慰労引当金	118	16	6	-	128

- (注) 1 貸倒引当金の当期減少額「その他」のうち、43百万円は一般債権の貸倒実績率による洗替額、1百万円は個別引当債権の回収による取崩額であります。
- 2 投資損失引当金の当期減少額「その他」は、対象会社の財政状態が改善したことによる取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	18
預金の種類	
当座預金	73,741
普通預金	10,319
定期預金	2,010
別段預金	33
小計	86,104
合計	86,122

売掛金

(相手先別内訳)

相手先	金額(百万円)
関電不動産(株)	36
トヨタホーム(株)	23
(株)長谷工コーポレーション	17
(株)大京リアルド	13
オリックス不動産(株)	10
その他	52
計	151

(売掛金の滞留状況)

内訳	金額(百万円)
平成23年10月 以前発生	28
平成23年11月 発生	2
平成23年12月 発生	1
平成24年 1月 発生	17
平成24年 2月 発生	49
平成24年 3月 発生	53
計	151

販売用不動産

内訳	金額(百万円)
マンション完成商品	16,065
その他販売用不動産	1,115
計	17,180

(マンション完成商品)

内訳	戸数(戸)	金額(百万円)
北海道地区	1	20
関東地区	260	8,855
東海地区	39	948
近畿地区	199	6,242
計	499	16,065

(その他販売用不動産)

内訳	面積(千㎡)	金額(百万円)
関東地区	0	778
近畿地区	7	337
計	11	1,115

仕掛販売用不動産

内訳	金額(百万円)
マンション	89,668
計	89,668

(マンション)

内訳	面積(千㎡)	金額(百万円)
関東地区	94	63,463
東海地区	19	6,155
近畿地区	83	16,184
中国地区	1	1,055
九州地区	-	1,408
沖縄地区	4	1,400
計	203	89,668

開発用不動産

内訳	金額(百万円)
マンション素材土地勘定	19,500
戸建素材土地勘定	411
計	19,912

(マンション素材土地勘定)

内訳	面積(千㎡)	金額(百万円)
東北地区	2	748
関東地区	6	10,712
東海地区	1	537
近畿地区	19	7,125
中国地区	0	376
計	30	19,500

(戸建素材土地勘定)

内訳	面積(千㎡)	金額(百万円)
関東地区	0	411
計	0	411

未成工事支出金

内訳	金額(百万円)
マンションギャラリー工事	20
計	20

関係会社株式

内訳	金額(百万円)
オリックス・ファシリティーズ(株)	9,468
(株)大京アステージ	7,520
(株)大京リアルド	4,126
(株)ジャパン・リビング・コミュニティ	2,351
(株)アセットウェーブ	1,491
(株)大京エル・デザイン	200
その他	71
計	25,229

支払手形
(相手先別内訳)

相手先	金額(百万円)
(株)長谷工コーポレーション	4,238
戸田建設(株)	2,462
佐藤工業(株)	1,879
川口土木建築工業(株)	1,751
鉄建建設(株)	1,534
その他	15,659
計	27,524

(期日別内訳)

決済期日	金額(百万円)
平成24年4月	6,975
平成24年5月	4,242
平成24年6月	3,663
平成24年7月	4,797
平成24年8月以降	7,845
計	27,524

(注)平成24年4月には事業年度末日満期手形3,084百万円が含まれております。

買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)一条工務店	108
その他	236
計	344

工事未払金

相手先	金額(百万円)
安藤建設(株)	1,042
(株)IHI扶桑エンジニアリング	493
野原産業(株)	162
日本軽窓(株)	141
セコム(株)	120
その他	2,156
計	4,116

短期借入金

相手先	金額(百万円)
オリックス・ファシリティーズ(株)	6,300
(株)大京アステージ	4,200
(株)ジャパン・リビング・コミュニティ	1,350
オリックス銀行(株)	1,100
(株)大京エル・デザイン	850
その他	950
計	14,750

1年内返済予定の長期借入金

「長期借入金」に記載しております。

長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)三菱東京UFJ銀行	12,114 (694)
(株)みずほコーポレート銀行	9,895 (1,469)
住友信託銀行(株)	9,194 (4,896)
(株)埼玉りそな銀行	4,985 (-)
(株)三井住友銀行	3,048 (3,048)
その他	39,131 (11,964)
計	78,370 (22,071)

- (注) 1 ()内は内書きであり、一年以内に返済予定のもので、貸借対照表では流動負債の部に計上しております。
2 住友信託銀行(株)は経営統合し、平成24年4月1日をもって三井住友信託銀行(株)となっております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	(注)1
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新株交付手数料	無料
単元未満株式の買取り・売渡し	(注)2
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所 (注)1	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.daikyo.co.jp/e-koukoku
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1 「株式の名義書換え」欄、および「単元未満株式の買取り・売渡し」欄の「取次所」は、株式等振替制度の対象とならない各優先株式のみに係る記載であります。

2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものとしております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第87期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

平成23年6月23日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第88期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月11日関東財務局長に提出。

第88期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月10日関東財務局長に提出。

第88期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月9日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成23年6月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

平成24年2月9日関東財務局長に提出。

(5) 発行登録書（社債）及びその添付書類

平成24年3月26日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月21日

株式会社大京
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊 木 幸 雄

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大京の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大京及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大京の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社大京が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月21日

株式会社大京
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊 木 幸 雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大京の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大京の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。